

# 富士河口湖町下水道事業経営戦略

[令和 8 (2026) 年度～令和 17 年度 (2035) ]



令和 8 年 3 月

富士河口湖町 水道課

# 目次

<b>第1章 経営戦略策定の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1-1. 「経営戦略」策定の趣旨 .....	1
1-2. 策定の基本的な考え方 .....	2
1-3. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 下水道事業の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
2-1. 富士河口湖町の概要 .....	3
2-2. 富士河口湖町下水道事業の概要 .....	4
2-3. 下水道事業の現状 .....	8
2-4. 富士北麓流域下水道 .....	12
2-5. 下水道使用料 .....	14
2-6. 下水道事業の経営状況 .....	16
2-7. 経営比較分析表 .....	22
<b>第3章 将来の事業環境の把握</b> .....	<b>27</b>
3-1. 行政人口の将来予測 .....	27
3-2. 水洗化人口の将来予測 .....	28
3-3. 年間有収水量及び下水道使用料収入 .....	29
3-4. 経営課題の抽出 .....	30
<b>第4章 経営の基本方針及び目標の設定</b> .....	<b>31</b>
4-1. 経営の基本方針 .....	31
4-2. 経営目標 .....	32
<b>第5章 効率化・経営健全化の取組み</b> .....	<b>33</b>
5-1. 経営基盤の強化 .....	33
5-2. 投資の合理化 .....	35
5-3. 防災・安全対策 .....	36
<b>第6章 投資・財源に関する考え方</b> .....	<b>37</b>
6-1. 投資について .....	37
6-2. 財源について .....	39
<b>第7章 投資・財政計画</b> .....	<b>40</b>
7-1. 科目別推計条件 .....	40

7-2. 使用料改定の必要性検討 .....	42
7-3. 投資・財政計画（公共） .....	45
7-4. 投資・財政計画（精進特環） .....	47

**第8章 経営戦略の事後検証・更新 .....** **49**

8-1. 経営戦略の見直しの方針 .....	49
8-2. 経営戦略見直し予定時期 .....	49
8-3. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	50



TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

### 第 1 章 経営戦略策定の基本的事項

#### 1-1. 「経営戦略」策定の趣旨

下水道事業は、下水道の整備を図り、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とした公共性・公益性の高い事業です。

公営企業である下水道事業については、節水意識の向上による使用料収入の減少、保有する資産の老朽化に伴う更新投資額の増大等により、事業を取り巻く経営環境は厳しい状態にあります。そのため、より一層の「下水道事業の経営基盤の強化と重点的・効率的事業の実施」が求められています。

こうした状況を踏まえ、住民の日常生活に欠くことのできない重要な役割を担っている下水道事業が、将来にわたって安定的に継続してサービスを提供することができるように、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日 総財公第 107 号 通知）の中で、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各地方自治体に要請しています。

また、策定した経営戦略においては、その内容に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じてより質の高い計画となるように、3 年から 5 年内の見直しを行うことが重要とされています（「経営戦略」の改定推進について）（令和 4 年 1 月 25 日 総財公第 6 号 通知）。

このような背景から、富士河口湖町（以下「本町」といいます。）では、下水道の整備や維持管理、災害対策を行っていくための費用並びに財源の見通しの把握、更なる経営基盤の強化及び効率的な事業運営を図ることを目的に、実現可能な収支バランスの取れた今後 10 年間の投資・財政計画を中心とした「富士河口湖町下水道事業経営戦略（令和 4 年 3 月策定）」を改定します。

なお、改定にあたっては、総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づき、投資・財政計画に地域の実情を踏まえた使用料収入や、物価上昇に伴う維持管理費・委託費等を的確に反映させます。あわせて、収支を維持するために必要となる経営改革についても検討を行います。

## 1-2. 策定の基本的な考え方

経営戦略とは、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策並びに事業の特性を踏まえた策定上の留意点等を示すことにより、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化を図ることを目的としたものをいいます。

以下に、ガイドラインより抜粋した基本的な考え方を示します。

経営戦略の基本的な考え方
(1) 計画期間は 10 年以上の合理的な期間を設定します。
(2) 実現可能な方策により「投資・財政計画」において「収支均衡」を図ります。 ※「収支均衡」: 計画期間において純損益が黒字であること
(3) 「収支ギャップ」解消に向けた取組が記載されている必要があります。 ※「収支ギャップ」: 将来の収入に対して支出が上回り赤字となること
(4) 住民・議会に対して、その意義・内容等を「公開」する必要があります。
(5) 計画の策定後は、毎年度進捗管理を行い、3～5 年毎に見直しを行います。

出典：経営戦略策定・改定ガイドライン | 総務省より一部抜粋

## 1-3. 計画の期間

本計画は、中長期的な観点から経営基盤の強化等に取り組む、必要なサービス提供の維持に不可欠な主要な施設の維持・更新に必要な期間を設定することとし、計画期間を 10 年間（令和 8 年度～令和 17 年度）とします。

ただし、事業の進捗や社会経済情勢の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状と乖離する場合には、随時見直していくものとします。

# 令和 8 年度～令和 17 年度（10 年間）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035

図 1-3-1 経営戦略の計画期間

第2章 下水道事業の現状と課題

2-1. 富士河口湖町の概要

本町は、山梨県の南東部に位置し首都圏の100km圏内にあり、南は富士山の傾斜地、北は御坂山系に挟まれた高原のため冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすい地形となっています。

日本のシンボルである霊峰富士の北麓に位置する富士河口湖町は、緑豊かな自然と山々に恵まれ、青木ヶ原樹海に代表される森林と原野で覆われ、その間に火山噴出物で堰き止められた4つの湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖があります。富士山の裾野には開けた青木ヶ原・富士ヶ嶺高原など広漠とした日本屈指の景勝地を形成しており、四季折々の美しい豊かな自然を求めて国内外から多くの人々が訪れる国際観光地となっています。



図 2-1-1 富士河口湖町の位置

2-2. 富士河口湖町下水道事業の概要

富士河口湖町の旧4町村は、昭和53年度に旧河口湖町が、昭和58年度に旧足和田村と旧勝山村、平成7年に旧上九一色村が下水道事業に着手しています。

平成15年11月に河口湖町、足和田村、勝山村の3町村が合併し富士河口湖町となり、平成18年3月には、上九一色村の南部（大字精進・本栖・富士ヶ嶺）を編入し、現在の富士河口湖町となりました。相模川上流の桂川流域へ接続する富士北麓流域関連の「富士河口湖公共下水道」として下水道事業を進めています。

なお、本計画で示している「下水道事業」とは、「公共下水道事業<sup>※1</sup>」（以下「公共」といいます。）及び「精進特定環境保全公共下水道事業<sup>※2</sup>」（以下「精進特環」といいます。）の2事業をいいます。

※1 公共下水道は、主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。本町の公共は、終末処理場を有する富士北麓流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業です。

※2 特定環境保全公共下水道は、公共のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道です。自然公園区域内の水質保全及び農山漁村の生活環境改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模事業です。本町では精進特環が該当します。

表 2-2-1 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の概要

項目		公共下水道事業	特定環境保全公共下水道
基本項目	建設事業開始年月日	昭和52年2月19日	平成7年4月1日
	供用開始年月日	昭和61年7月1日	平成11年7月1日
	法適用化年月日	令和6年4月1日	
	排除方式	分流式	
面積	行政区域	15,851 (ha)	
	全体計画	1,834 (ha)	25 (ha)
	現在処理区域	921 (ha)	25 (ha)
人口	行政区域内人口	27,043 (人)	
	全体計画人口	26,665 (人)	1,370 (人)
	処理区域内人口	20,692 (人)	197 (人)
	水洗化人口	20,122 (人)	153 (人)
	水洗化率	97.2 (%)	77.7 (%)

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

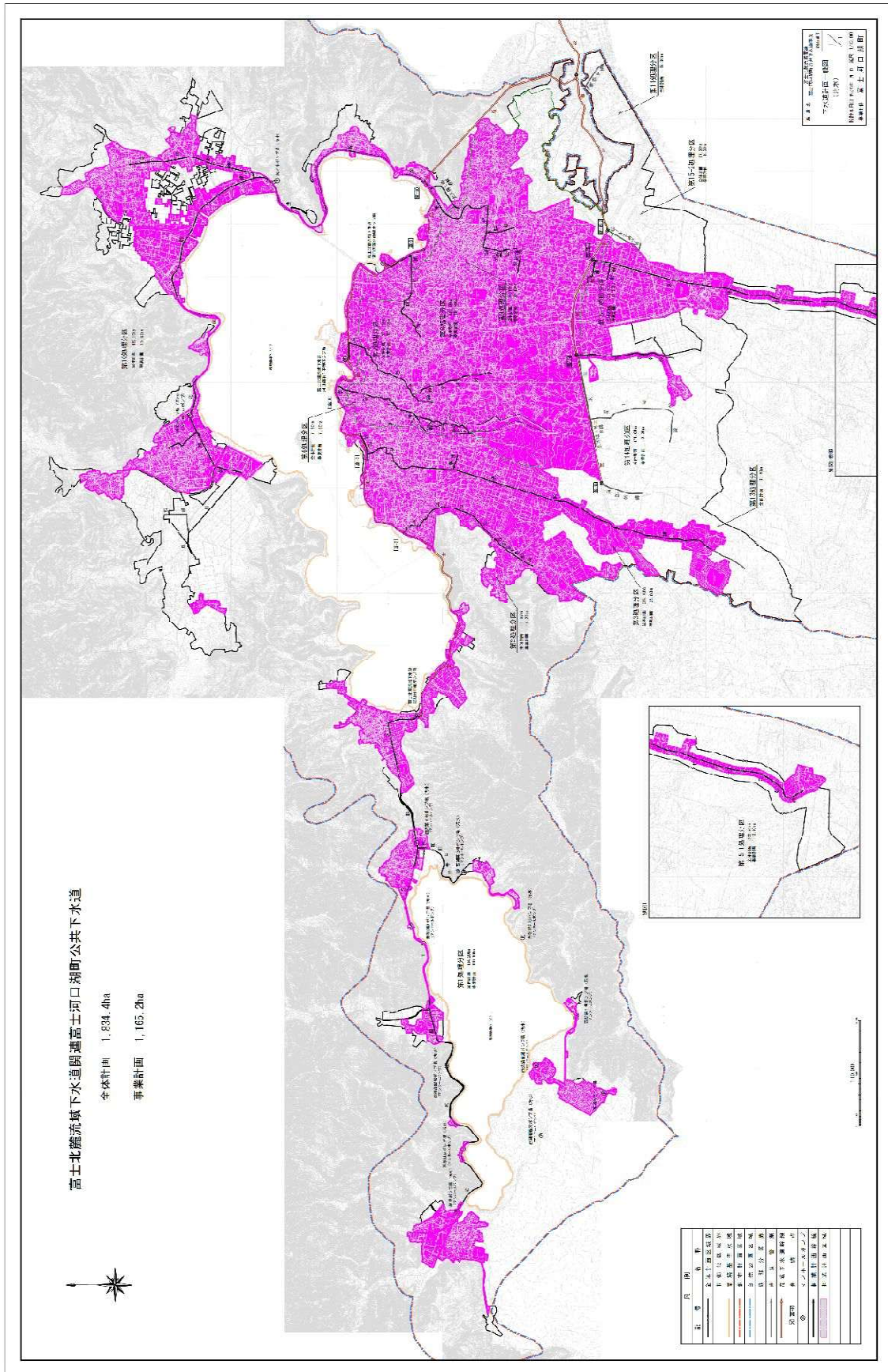


図 2-2-1 富士河口湖町公共下水道 計画一般図（污水）〈河口湖・西湖〉

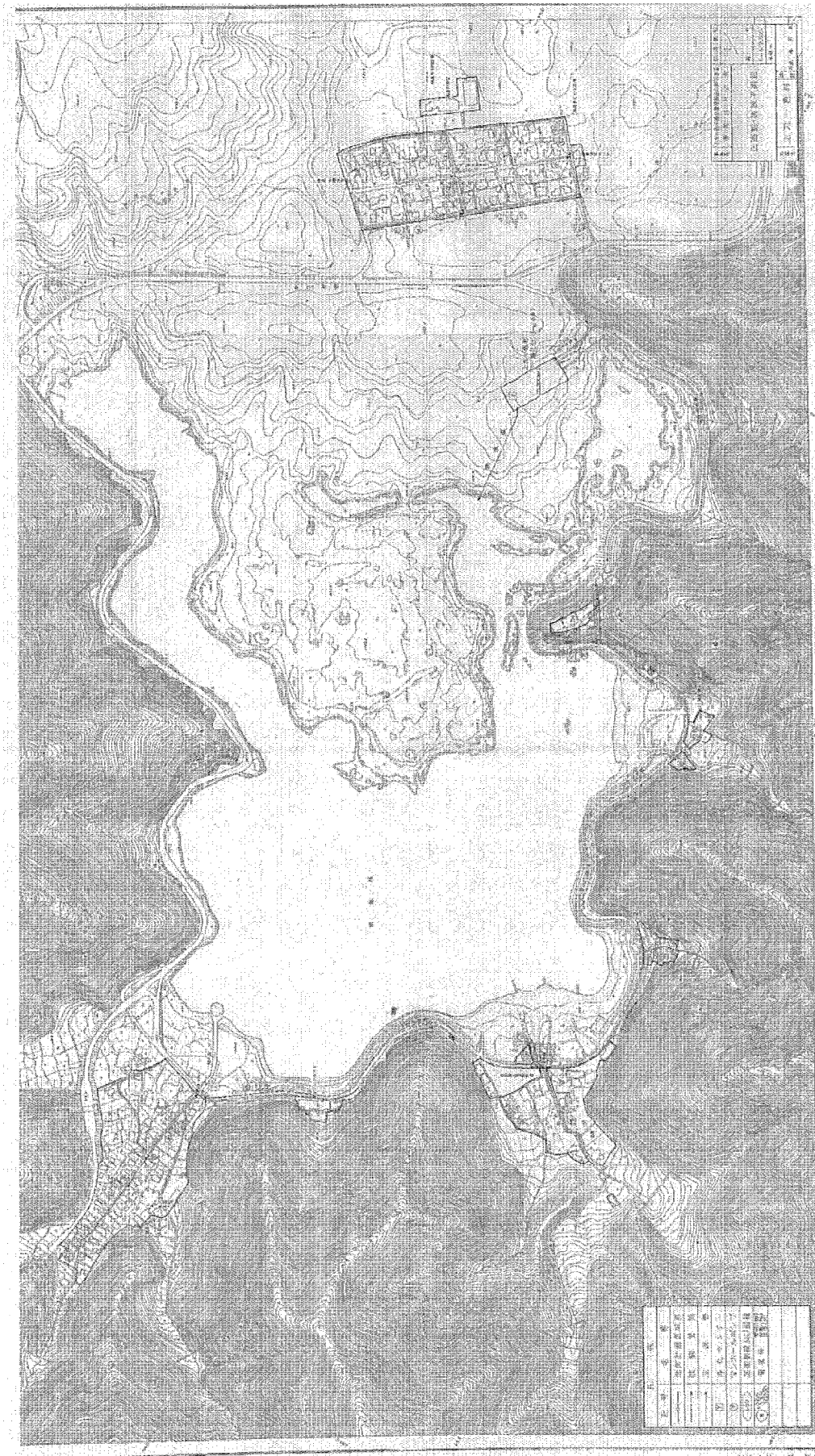


図 2-2-2 富士河口湖町公共下水道 計画一般図 (汚水) <精進湖>

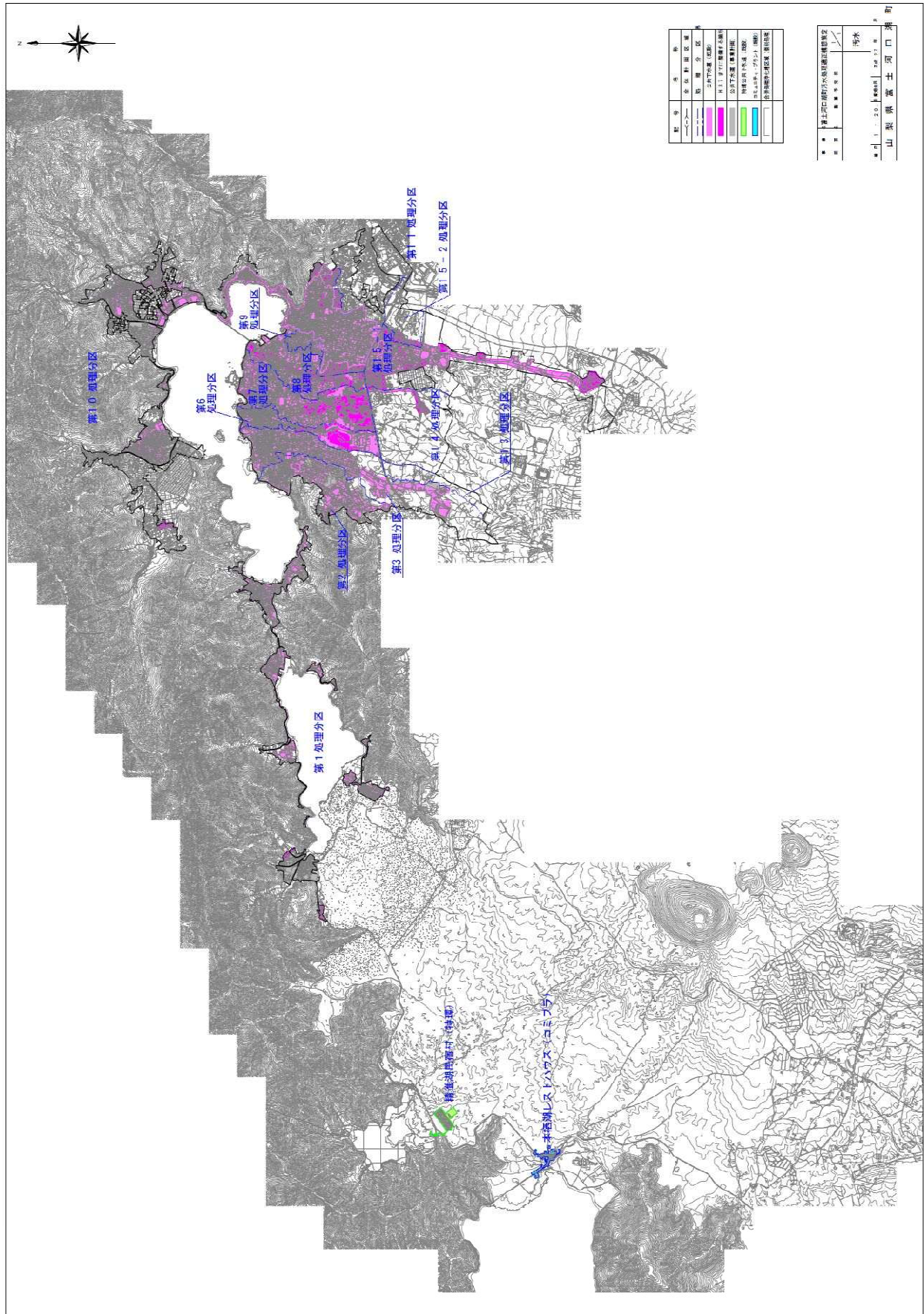


図 2-2-3 富士河口湖町公共下水道 構想図（汚水）＜河口湖・西湖＞

2-3. 下水道事業の現状

(1) 下水道の普及状況

本町の下水道事業は、昭和53年度の事業着手以来、普及促進に努めています。

令和6年度末現在、公共は水洗化率97.2%、精進特環は水洗化率77.7%となっています。

下水道へ未接続となっている世帯、特に単独浄化槽により汚水処理を行っている場合については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ流出しているのが現状です。

町民の生活環境の改善や公共用水域のさらなる水質改善の観点から、未接続世帯に対して継続的な接続促進に向けた啓発に努めているところです。

表 2-3-1 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の普及状況

単位：人口（人）、普及率・水洗化率（%）、面積（ha）、延長（km）

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政人口	26,538	26,362	26,473	26,588	26,626	26,670	26,670	26,930	27,043
処理区域内人口	20,057	20,312	20,434	20,514	20,635	20,635	20,635	20,836	20,889
公共下水道	19,823	20,078	20,200	20,280	20,401	20,401	20,401	20,626	20,692
特定環境保全公共下水道	234	234	234	234	234	234	234	210	197
水洗化人口	17,358	17,727	18,127	18,495	18,995	19,279	19,676	20,052	20,275
公共下水道	17,175	17,540	17,940	18,305	18,805	19,089	19,486	19,893	20,122
特定環境保全公共下水道	183	187	187	190	190	190	190	159	153
普及率	75.6	77.1	77.2	77.2	77.5	77.4	77.4	77.4	77.2
公共下水道	74.7	76.2	76.3	76.3	76.6	76.5	76.5	76.6	76.5
特定環境保全公共下水道	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7
水洗化率	86.5	87.3	88.7	90.2	92.1	93.4	95.4	96.2	97.1
公共下水道	86.6	87.4	88.8	90.3	92.2	93.6	95.5	96.4	97.2
特定環境保全公共下水道	78.2	79.9	79.9	81.2	81.2	81.2	81.2	75.7	77.7
整備面積(累計)	927	935	935	935	935	935	935	944	946
公共下水道	902	910	910	910	910	910	910	919	921
特定環境保全公共下水道	25	25	25	25	25	25	25	25	25.0
管渠整備延長(累計)	169	170	171	172	173	174	174	175	175

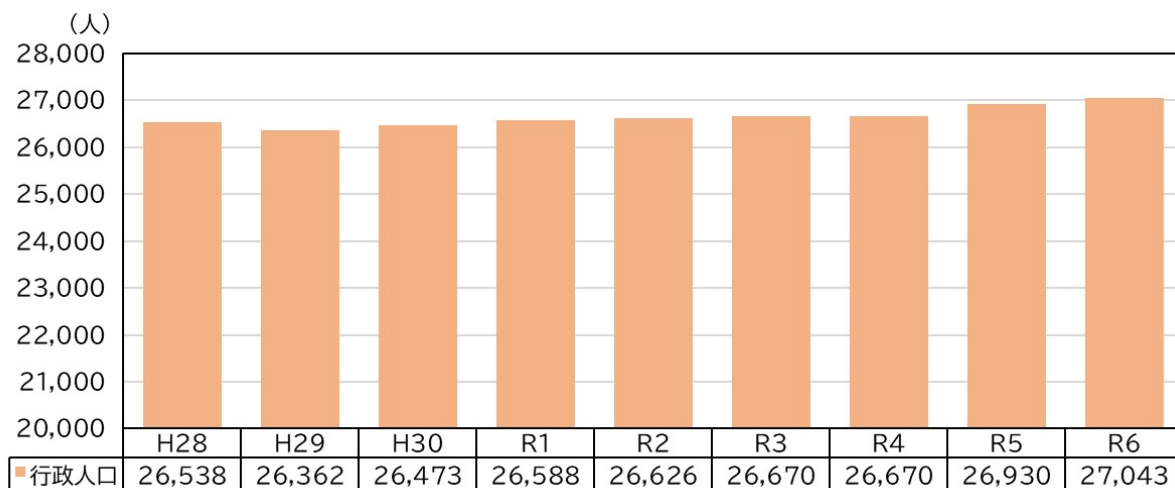
※ 処理区域内人口：下水道が整備された区域内の人口

※ 水洗化人口：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口

※ 水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合

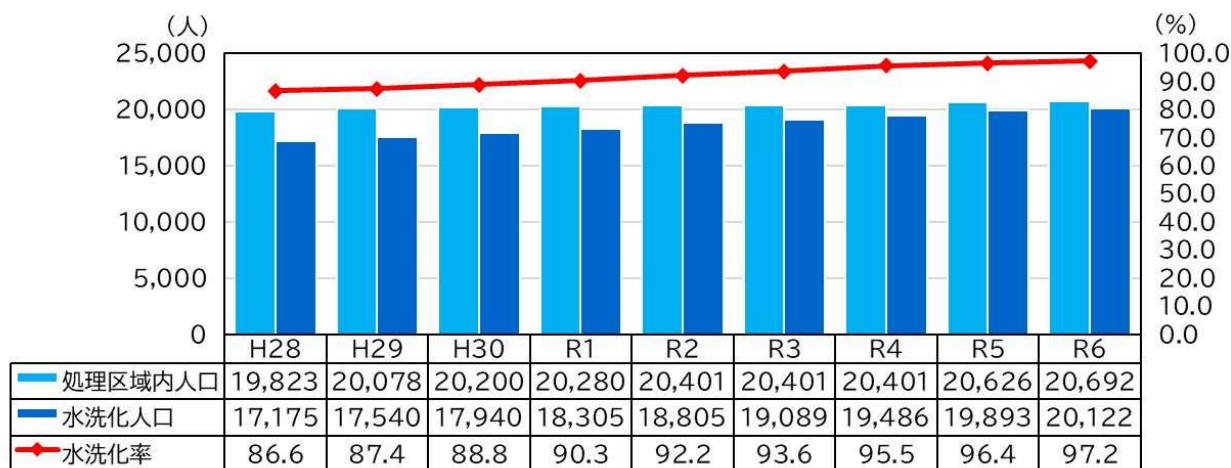
出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

## 第2章 下水道事業の現状と課題



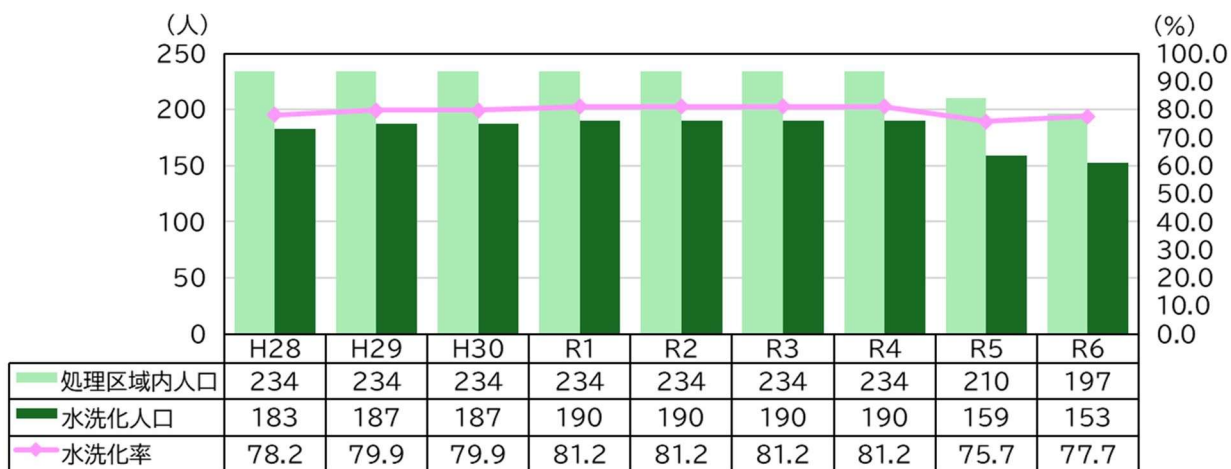
出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 2-3-1 行政人口の推移



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 2-3-2 普及状況の推移（公共）



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 2-3-3 普及状況の推移（精進特環）

(2) 下水道管渠<sup>かんきょ</sup>の整備状況

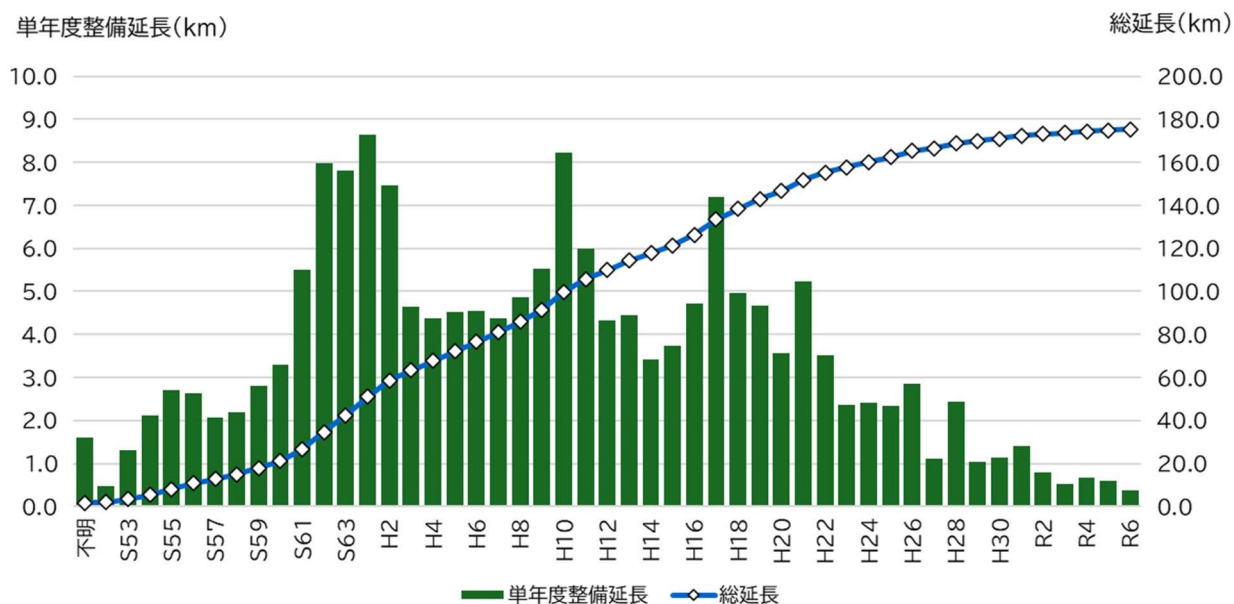
本町の下水道管渠は、令和6年度現在、約175 kmに達しており、建設工事開始（昭和52年）から40年以上が経過しています。建設から40年以上が経過した下水道管渠延長は約18 kmに及びます。

普及促進に伴い、多くの管渠は昭和末期から平成初期にかけて集中的に整備されたため、標準的な耐用年数である50年を迎える施設が今後増加する見込みです。

これにより、経年劣化が進行し、施設の維持管理に要する費用の増大が予想されます。

そのような中、限られた財源の中で良質な下水道サービスを持続的に提供するためには、下水道施設を適正に管理し、老朽化状況を把握・評価する施設管理計画を策定する必要があります。

今後は、維持管理、改築・修繕を一体的に捉え、リスク評価による優先度を明確化したうえで、下水道施設を計画的かつ効率的に修繕・改築することが求められます。



出典：下水道台帳

図 2-3-4 年度別整備延長

### (3) 組織・職員の状況

本町の下水道事業は、水道課下水道係が所管となっています。水道課 11 名のうち、下水道事業専従職員として現在 3 名が在籍しています。

主な執務内容としては、①公共下水道の使用料に関すること、②下水道排水設備指定工事店の指名及び指導に関すること、③流域下水道事業及び流域下水道との連絡調整に関すること、④下水道に係る調査及び計画に関すること、⑤下水道施設の整備及び維持管理に関すること、⑥水洗化の普及及び下水道の加入促進に関すること、⑦下水道特別会計、予算及び決算経理に関することなどがあります。

下水道整備後は、施設の改築・更新事業に長期的に取り組む必要があり、今後も現状と同程度の人員を確保し続ける必要があります。

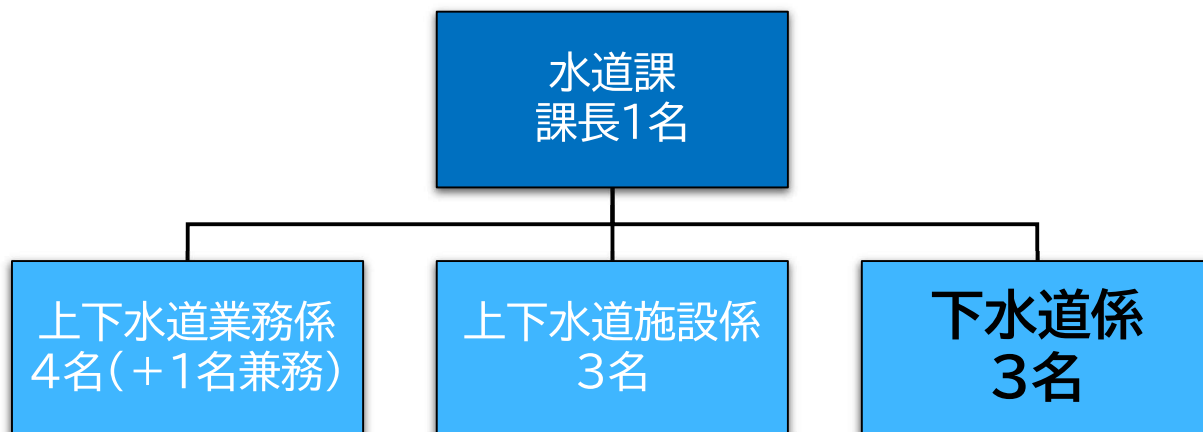


図 2-3-5 組織体制図

2-4. 富士北麓流域下水道

流域下水道は、流域内の各市町村が設置管理する下水道により排水される下水をまとめて排除及び処理する下水道である。

富士北麓流域下水道は、山梨県の南東部に位置し、富士五湖のうち、河口湖、山中湖、西湖を有し国内外における有数の観光地として発展してきた地域であります。富士北麓地域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の確保を図ることを目的に、昭和 50 年度に基本計画が策定され、富士吉田市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町の 1 市 1 町 2 村の合計 4 市町村を対象として、昭和 61 年 7 月に一部地域で供用開始し、富士北麓浄化センターで污水を一括処理しています。

令和 6 年度末現在においては、供用開始区域面積は 2,479.95ha、人口は 51,263 人となっています。



図 2-4-1 山梨県の流域下水道

## 第2章 下水道事業の現状と課題

表 2-4-1 富士北麓流域下水道の全体計画及び現況

項目 市町名	全体計画 (計画年次：昭和50年～令和13年)		事業計画 (計画年次：昭和50年～令和7年)		供用開始区域	
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
富士吉田市	1,512.9	31,760	829.9	21,490	626.68	19,050
忍野村	611.0	12,370	585.1	11,890	458.03	7,882
山中湖村	508.2	3,040	468.7	2,950	473.66	3,639
富士河口湖町	1,834.4	23,280	1,188.7	17,700	921.58	20,692
合計	4,466.5	70,450	3,072.4	54,030	2,479.95	51,263
計画処理水量 (日最大)	49,738m <sup>3</sup> /日		38,174m <sup>3</sup> /日		—	
下水排除方式	分 流 式					
処理方式	標 準 活 性 汚 泥 法					
幹線延長	33.5 km		33.5 km		管理延長 32.2 km	
ポンプ場数	3 箇所		3 箇所		3 箇所	

※ 供用開始区域の面積、人口及び幹線延長は、令和7年4月1日現在の値  
出典：維持管理年報 | 公益財団法人山梨県下水道公社



図 2-4-2 富士北麓浄化センター（富士北麓流域下水道）

2-5. 下水道使用料

下水道使用料とは、現在下水道を使用している利用者の方々が、それぞれ排出した汚水量に応じた使用料をお支払いいただくものです。汚水量は、原則水道の使用水量を汚水排水量とみなして算定しています。

(1) 下水道使用料体系

本町の下水道使用料表は表 2-5-1 のとおりです。

本町の下水道使用料体系は、「基本料金」と「超過料金」から構成される「二部料金制」を採用しています。

基本料金は、使用水量の有無に関わらず賦課されます。超過料金は、基本料金に含まれる基本水量（本町では2か月20m<sup>3</sup>）を超過した水量に単位水量当たりの価格（円/m<sup>3</sup>）を乗じて算定されます。

本町の超過料金は、公共では使用水量の増加に応じて、料金単価が高くなる「逡増（累進）型」となっています。精進特環では水量の多い少ないに左右されずに同一単価で算定される「均一型」となっています。

表 2-5-1 下水道使用料料金表（税抜）

事業区分		汚水の種類	(A)基本料金(2ヶ月)		(B)超過料金(2ヶ月) 基本料金範囲内を超える汚水量 (1m <sup>3</sup> につき)		
			汚水量	金額			
下水道	(旧河口湖町地区) (旧勝山村地区) (旧足和田村地区)	一般用	20m <sup>3</sup> まで	1,500円	21m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	85円	
					101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	95円	
201m <sup>3</sup> ~1000m <sup>3</sup>					100円		
1001m <sup>3</sup> ~					110円		
	臨時用	1m <sup>3</sup> につき 220円					
精進 下水道	(精進地区)	一般家庭用	60m <sup>3</sup> まで	7,000円	基本料金範囲内を超える 汚水量(1m <sup>3</sup> につき)	80円	
		営業店舗 事業所	小口	140m <sup>3</sup> まで			13,000円
			中口	240m <sup>3</sup> まで			20,000円
			大口	660m <sup>3</sup> まで			48,000円
本栖 下水道	(本栖地区)	一般用 営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,000円	基本料金範囲内を超える 汚水量(1m <sup>3</sup> につき)	80円	

※使用料は、上記の表により算出した金額に消費税が加算されます。

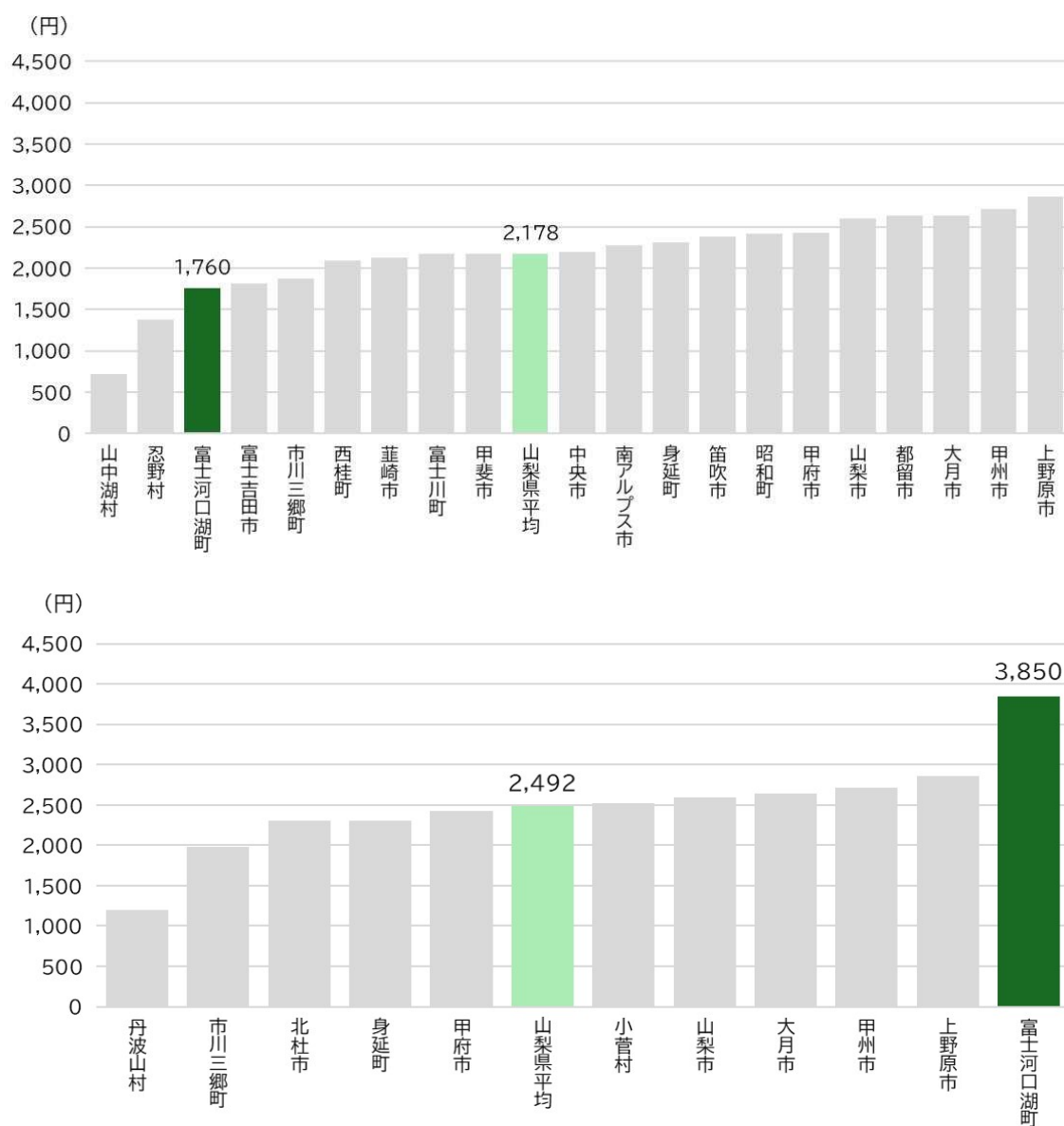
(2) 使用料水準の比較

山梨県内全市町村との使用料水準の比較を図 2-5-1 に示します。

基準とする使用料水準は、家庭内における一般的な排水量である「1 カ月当たり汚水量 20m<sup>3</sup>」の場合の下水道使用料（消費税込み）になります。

本町の下水道使用料は、公共及び精進特環で大きく異なります。公共では山梨県平均を下回る使用料水準になっていますが、精進特環では山梨県で最も高い水準になっています。

これは、小規模な事業であるため、少ない利用者で施設の建設・維持管理費を負担しなければならない点や事業の特性上、山間・湖畔地域での施設維持管理は、改築・更新に多大な費用が発生する点が要因となっています。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和 6 年度）

図 2-5-1 下水道使用料の水準比較（上段：公共、下段：精進特環）

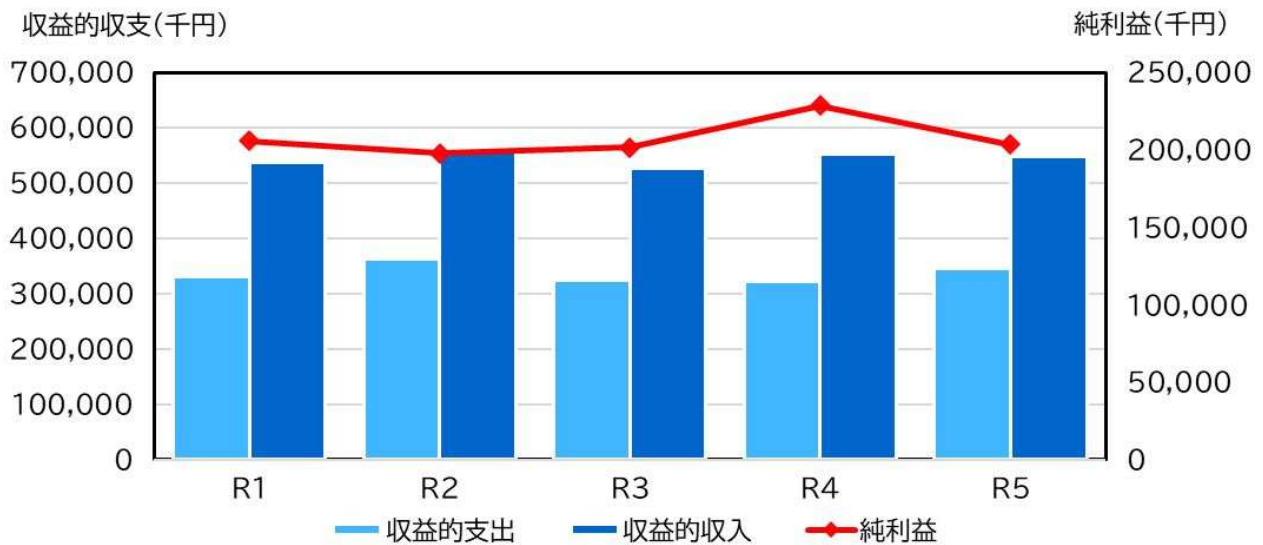
2-6. 下水道事業の経営状況

(1) 経営の状況

本町が採用している公営企業会計では、収入及び支出を当年度の損益取引に基づく取引（収益的収支）と、設備投資・資金調達等の投下資本の増減に関する取引（資本的収支）に区分して会計処理を行っています。

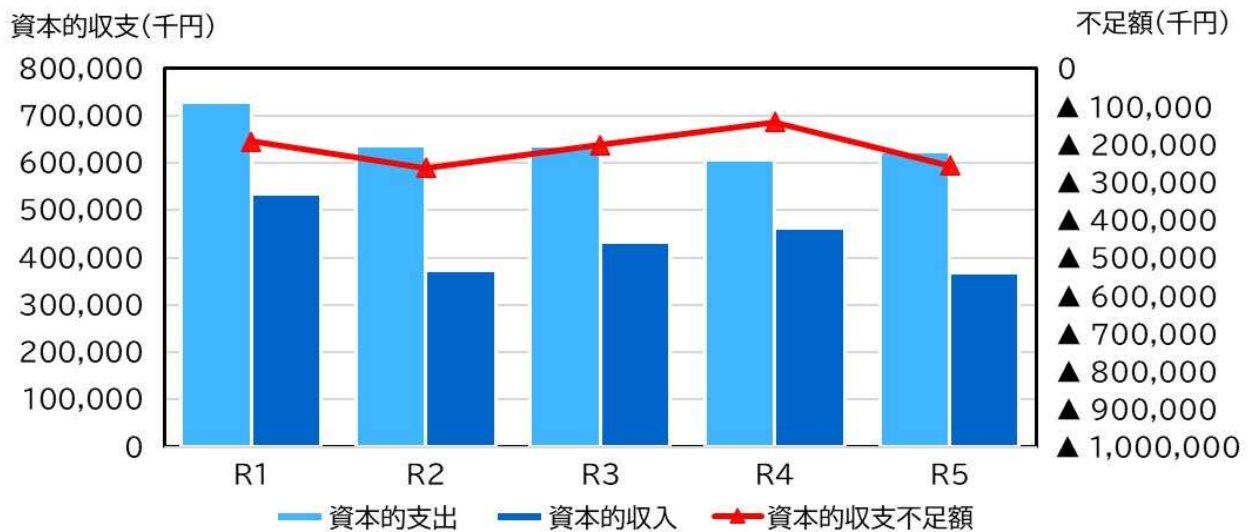
近年における公共及び精進特環の収益的収支は、収入が支出を上回っています。資本的収支については、支出が収入を上回っていますが、不足額に関しては内部留保資金（補てん財源）により補てんします。

※企業会計移行（令和6年度）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。



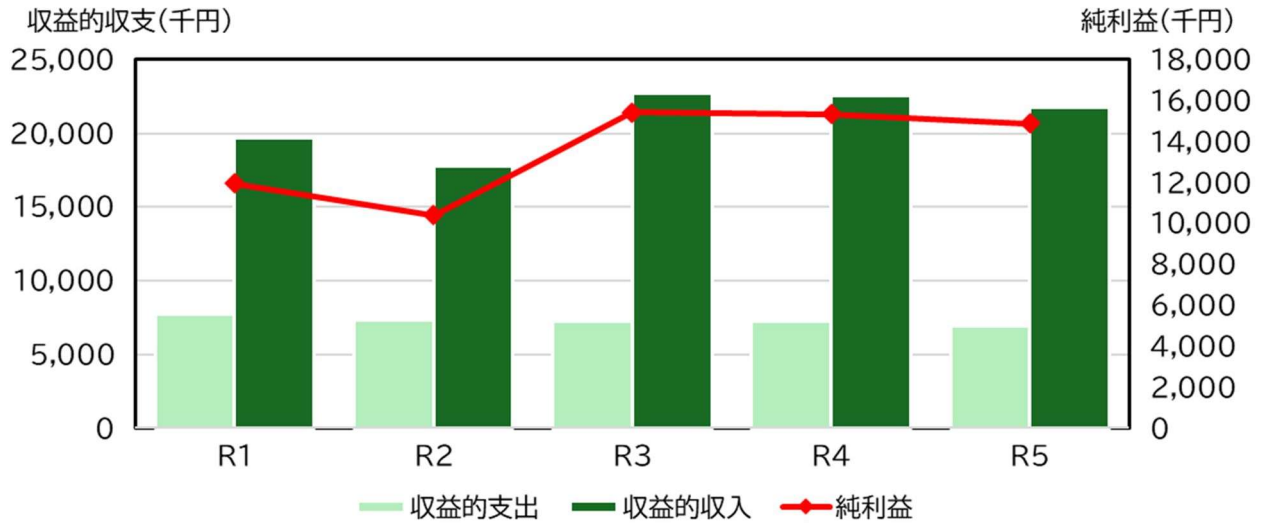
出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-1 収益的収支の状況（公共）



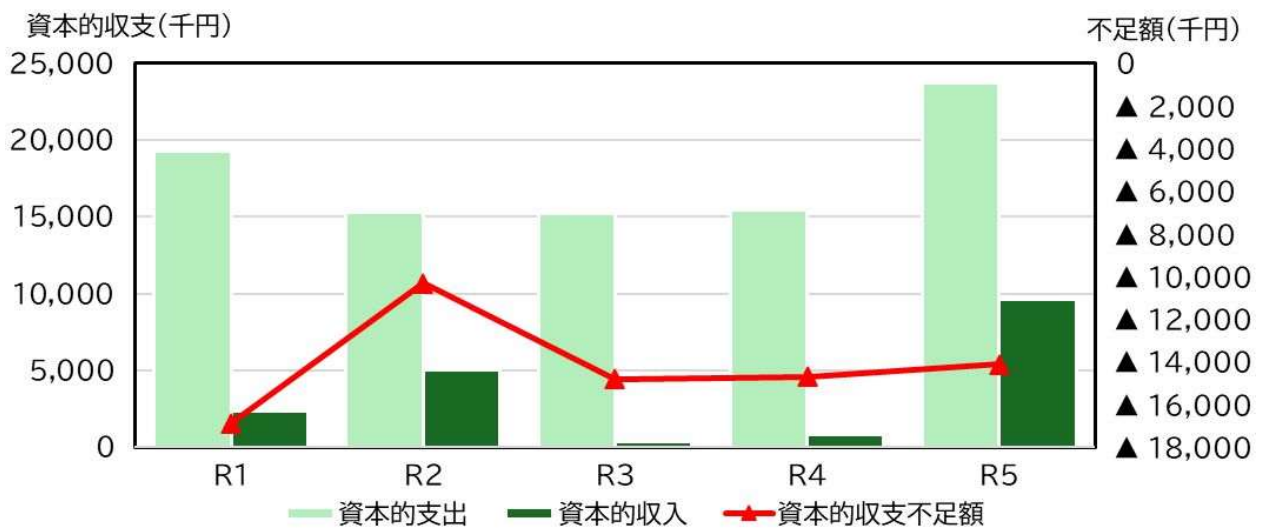
出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-2 資本的収支の状況（公共）



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-3 収益的収支の状況（精進特環）



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-4 資本的収支の状況（精進特環）

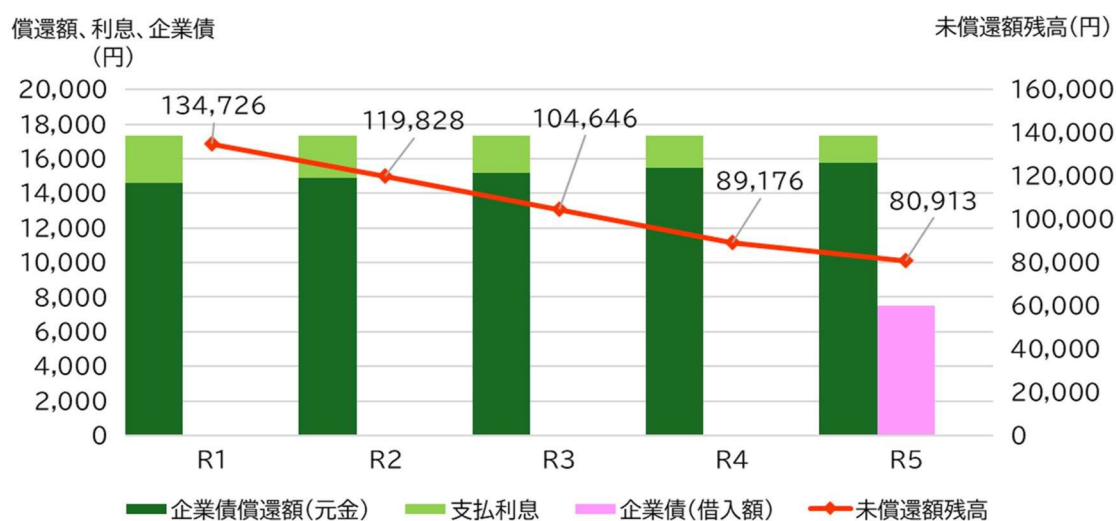
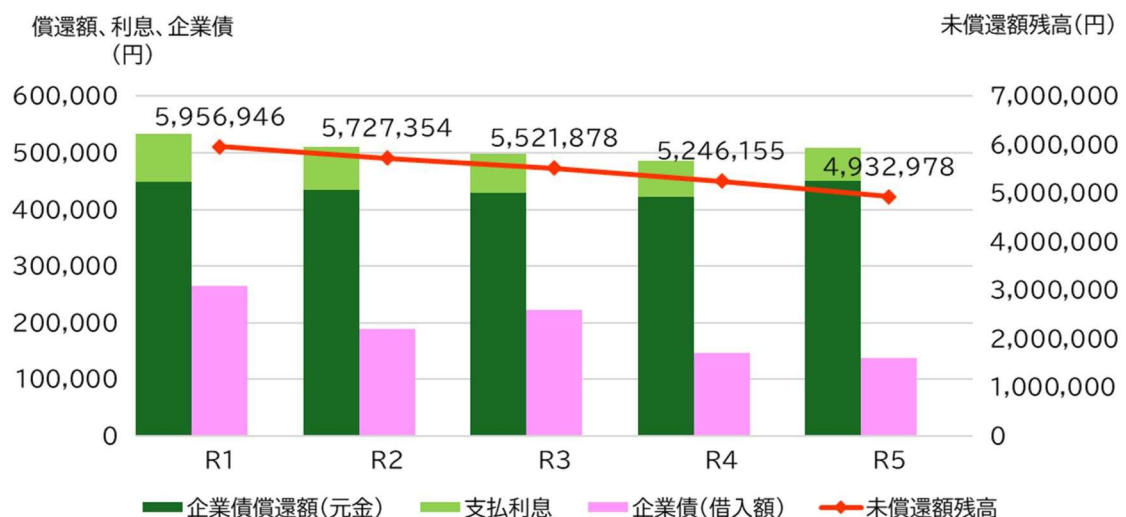
(2) 地方債の状況

企業債は、公共事業の資金を調達するために発行する債券であります。公共では、年々借入額が減少しており、令和5年度では1億3780万円を借り入れています。精進特環では、新規借入を行っていませんでしたが、令和5年度に750万円を借り入れています。

企業債償還金は、発行した起債の償還額を表しています。公共・精進特環ともに、その額は年々減少していましたが、令和5年度において増加しています。今後は、急激な償還額の増加を避けるために事業の平準化を取り入れていく必要があります。

支払利息は、発行した起債（元金）にかかる利息を表しています。その額は、企業債の元金の償還により、年々減少しています。

未償還額残高は、減少傾向を示していますが、今後の下水道施設の改築・更新需要により、新たな企業債の借入が発生し、増加が予想されます。



※ 企業会計移行（令和6年度）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-5 地方債の状況（上段：公共、下段：精進特環）

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### (3) 流域下水道に係る経費

建設費負担金は、流域下水道の整備状況によって負担額が変わるため、年度により差がありますが、およそ 3,000 万円～5,000 万円前後で推移しています。

維持管理運営費負担金については、物価上昇等の影響や有収水量の伸びにより、増加しています。

表 2-6-1 流域下水道に係る経費

単位：千円

項目	R1	R2	R3	R4	R5
流域下水道建設費負担金	55,881	35,492	33,395	43,516	50,978
流域下水道管理運営費負担金	205,354	245,801	226,958	219,286	242,398

※企業会計移行（令和 6 年度）により会計方式が変更されたため、令和 5 年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和 5 年度）

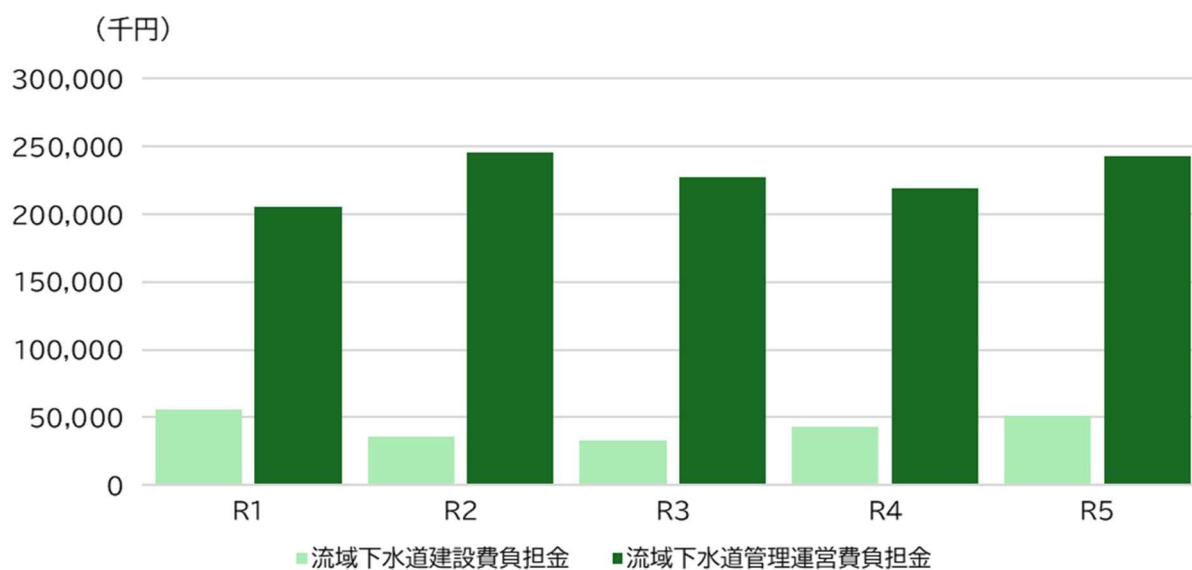


図 2-6-6 流域下水道に係る経費

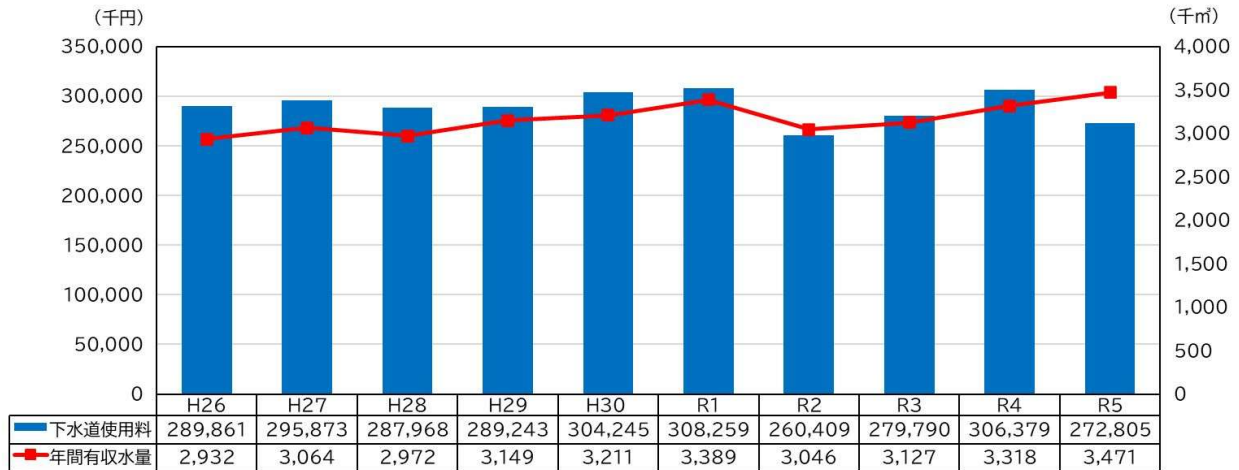
## 第2章 下水道事業の現状と課題

### (4) 下水道使用料及び有収水量

公共については、有収水量は令和2年度に新型コロナウイルス蔓延の影響により、大きな落ち込みがあったものの、人口増加に比例して増加傾向を示しています。下水道使用料は、有収水量と同様に、令和2年度に落ち込みはありますが、毎年約3億円前後で推移しています。

なお、下水道使用料については、令和5年度の落ち込みは企業会計の移行に伴う、打切決算の影響によるものです。

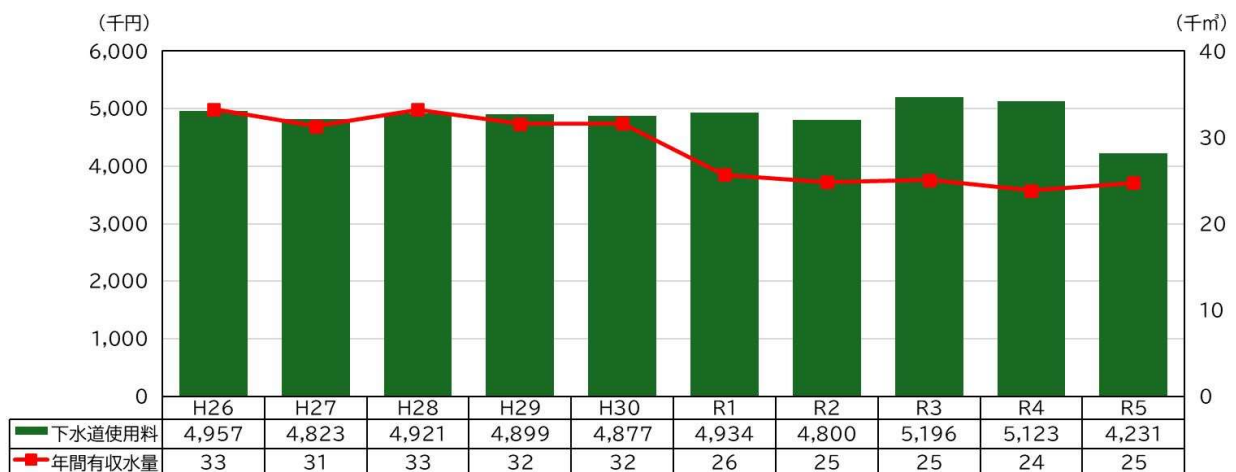
※企業会計移行（令和6年度）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-7 下水道使用料及び有収水量（公共）

精進特環については、有収水量については、人口減少に伴い減少しています。下水道使用料は約500万円前後で推移していますが、公共と同様に打切決算の影響により、令和5年度に大きな落ち込みがあります。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 2-6-8 下水道使用料及び有収水量（精進特環）

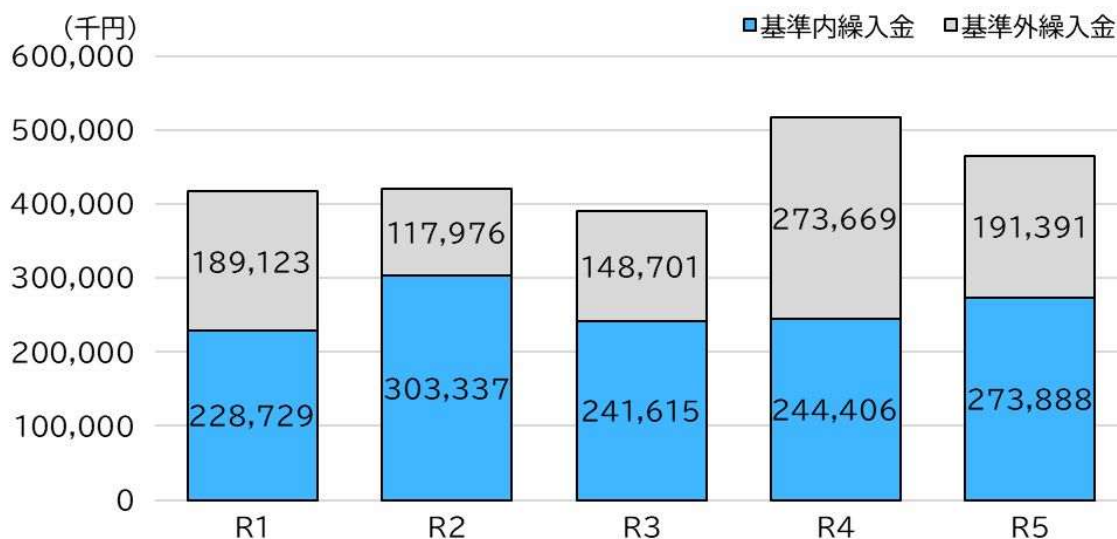
(5) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、毎年度で変動が見られますが、公共で約4億円前後、精進特環では約2,000万円前後で推移しています。

直近5年間では、総務省が定める繰出基準に基づいた繰入金（基準内繰入金）を超えて繰り入れている状態が続いています。

基準外繰入金に依存した状態は、下水道を利用している住民と利用していない住民の間に不公平が生じるため、収支の改善を図り、基準外繰入を解消していく必要があります。

※企業会計移行（令和6年度）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図2-6-9 一般会計繰入金（公共）



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図2-6-10 一般会計繰入金（精進特環）

2-7. 経営比較分析表

経営指標の経年比較や他公営企業との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、住民への情報の見える化の観点から公表をしています。

各経営指標の現状について、本町の状況と類似団体間での平均値を示します。

なお、企業会計移行（令和6年度）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

(1) 収益的収支比率（％）

$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

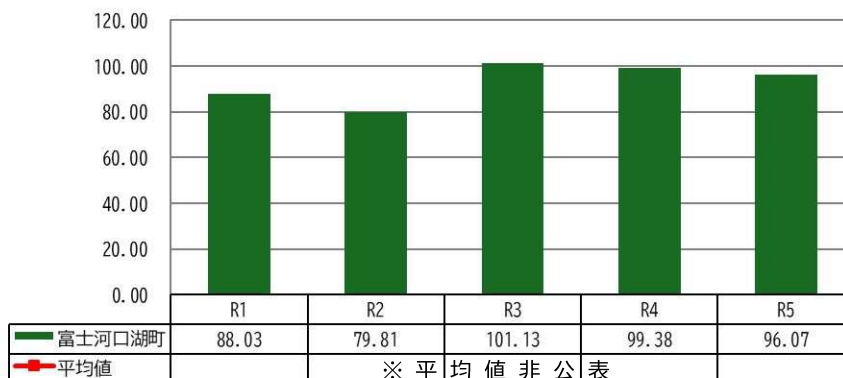
収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

公共及び精進特環ともに、単年度の収支が黒字であることを示す100%を下回っている状況であり、赤字であることを示しています。令和5年度に大きく減少した要因は、企業会計移行に伴う打切決算で発生した未収金によるものです。今後、100%を目指して不断の経営努力が求められます。

収益的収支比率（％）



収益的収支比率（％）



※法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。  
 図 2-7-1 収益的収支比率（％）（上段：公共、下段：精進特環）

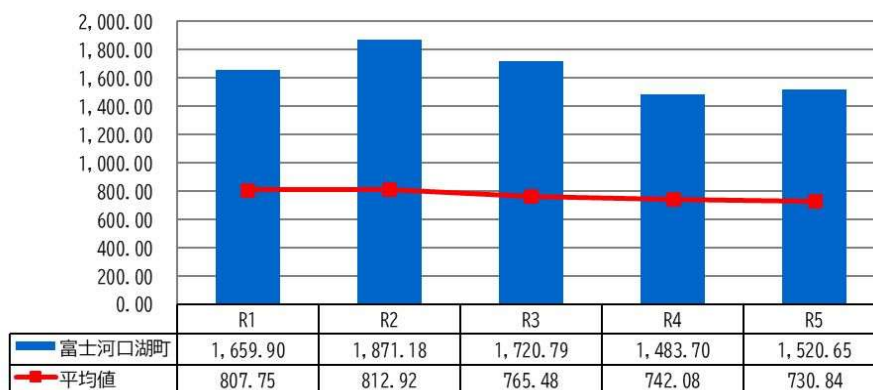
(2) 企業債残高対事業規模比率 (%)

$$\text{企業債残高対事業規模比率(\%)} = \frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

公共及び精進特環ともに、類似団体平均より高い数値となっています。公共は、打切決算で生じた使用料収入の減少が大きな要因となっています。精進特環は、公共と同様に打切決算の影響が出ていますが、地方債残高の減少により改善しています。今後は、適正な使用料収入の確保に加えて、地方債借入額の抑制等を行う必要があります。

企業債残高対事業規模比率 (%)



企業債残高対事業規模比率 (%)

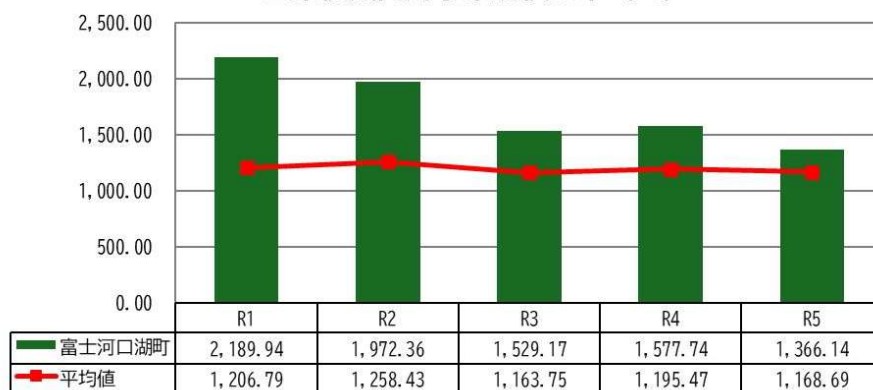


図 2-7-2 企業債残高対事業規模比率 (%) (上段：公共、下段：精進特環)

(3) 経費回収率 (%)

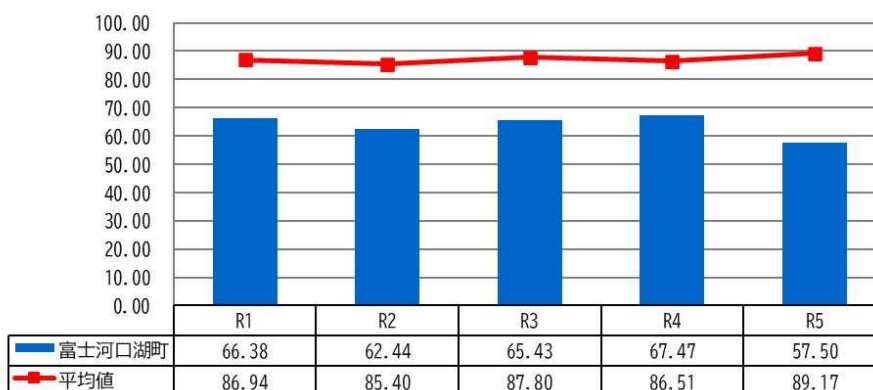
$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。

公共及び精進特環ともに、100%を下回っています。公共は、打切決算による未収分の下水道使用料を含めると前年度より改善しています。精進特環は、令和5年度に施設の修繕費が発生したことにより汚水処理費が増加したことが原因と考えられます。

今後、老朽化した下水道施設の増加に伴い、改築・更新需要が増えることを想定すると、下水道使用料の改定及び汚水処理費の削減といった経営改善に取り組むことにより、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

経費回収率 (%)



経費回収率 (%)

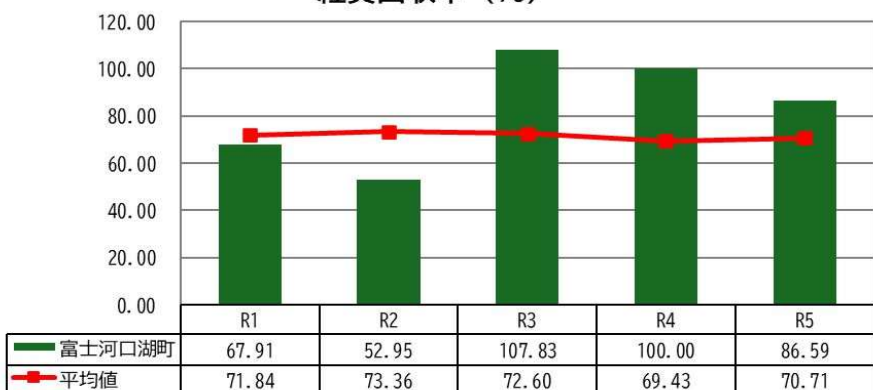


図 2-7-3 経費回収率 (%) (上段：公共、下段：精進特環)

(4) 汚水処理原価（円）

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

公共においては、類似団体平均より低い数値となっています。今後についても、原価が上昇しないように新規接続の促進による有収水量の増加に取り組む必要があります。

精進特環においては、小規模な事業であるため、年度ごとに変動がある状況です。処理施設を有することにより、今後、汚水処理費の増大が見込まれるため、経費削減の対策を講じる必要があります。



図 2-7-4 汚水処理原価（円）（上段：公共、下段：精進特環）

(5) 水洗化率 (%)

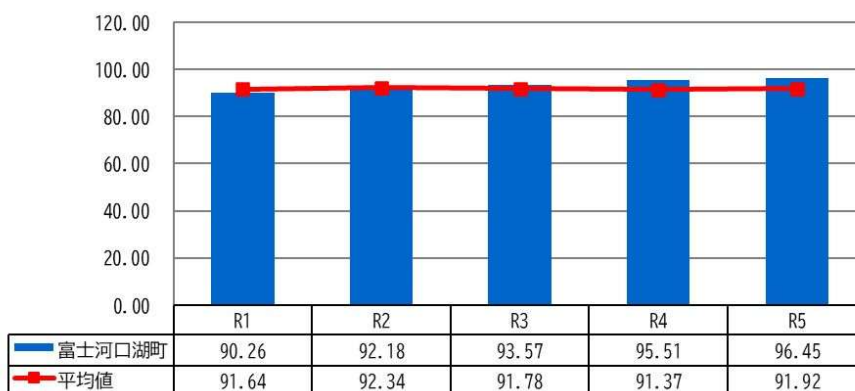
$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。

公共については、水洗化率 90%以上で推移しており、年々着実に上昇しています。使用料収入の増加等の観点からも 100%となるように、普及啓発活動による接続世帯増加を図っていく必要があります。

精進特環については、類似団体平均よりも低い数値となっています。小規模事業かつ新規接続が見込まれないため、今後、処理区域における人口動態により大きく増減することが予想されます。

水洗化率 (%)



水洗化率 (%)

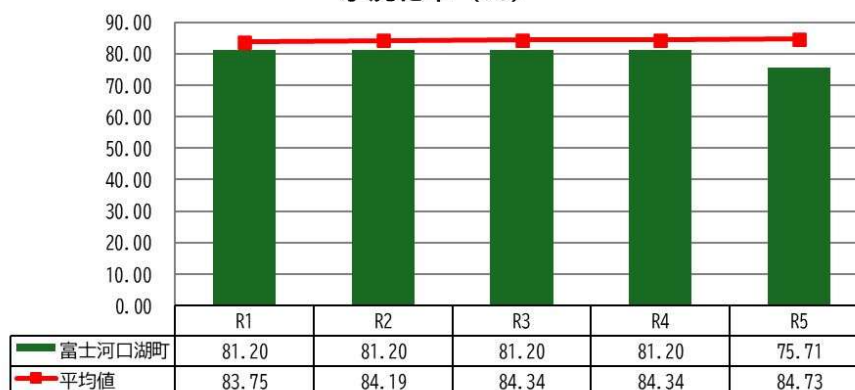


図 2-7-5 水洗化率 (%) (上段：公共、下段：精進特環)

第3章 将来の事業環境の把握

3-1. 行政人口の将来予測

本町の行政人口の将来予測値を図 3-1-1 に示します。

本計画では、令和 7 年度に改訂した「富士河口湖町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」といいます。）」で算定された将来人口を採用します。

人口ビジョンでは、子ども子育ての支援及び若者の働く場づくりなどの施策を基に、『合計特殊出生率を5%向上させ、若者の移動率（転入）を5%向上させる』ことにより、令和 42 年に 23,000 人を目指しています。

計画最終年度である令和 17 年度の行政人口は 25,895 人であり、令和 6 年度の行政人口 27,043 人に対して、4.43%の減少予測となっています。全国的な人口減少社会を迎えているなかで、本町においても緩やかに減少傾向が継続する見通しです。

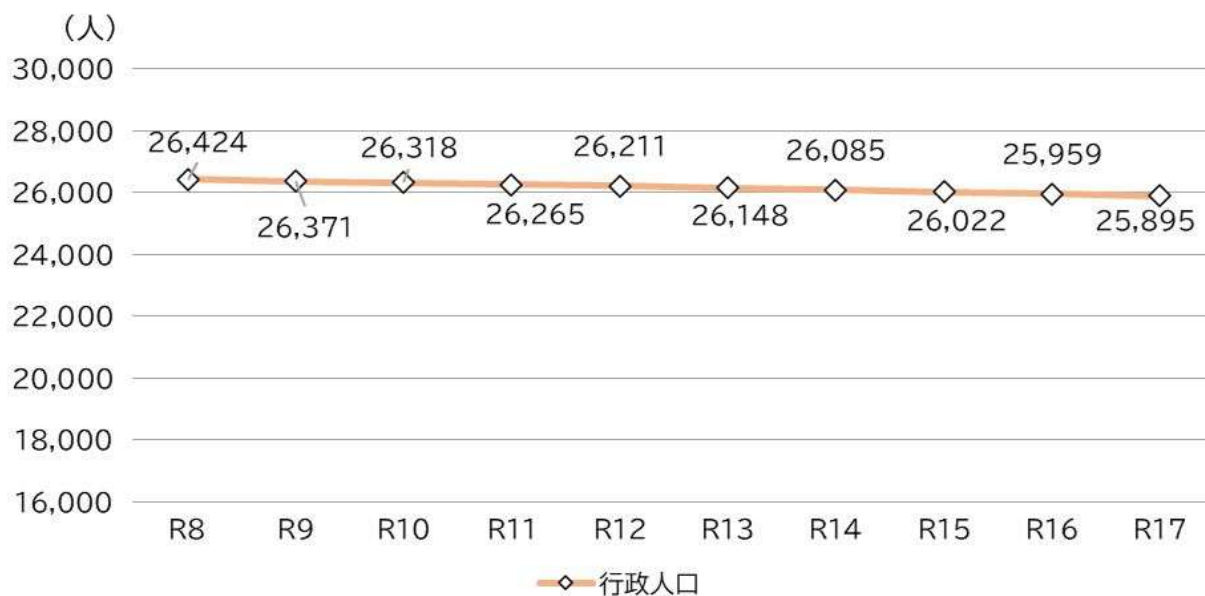


図 3-1-1 行政人口

3-2. 水洗化人口の将来予測

本町の水洗化人口の将来予測値を図 3-2-1、3-2-2 に示します。

本町は現在においても、新規整備を実施していることから、令和 11 年度までその整備による水洗化人口（公共）を加算します。

なお、精進特環では整備が完了していることから、新規接続による増加は見込まないこととします。

下水道整備により新規接続が見込まれますが、行政人口全体が減少傾向に入る予測がされていることから、水洗化人口についても減少する見通しです。

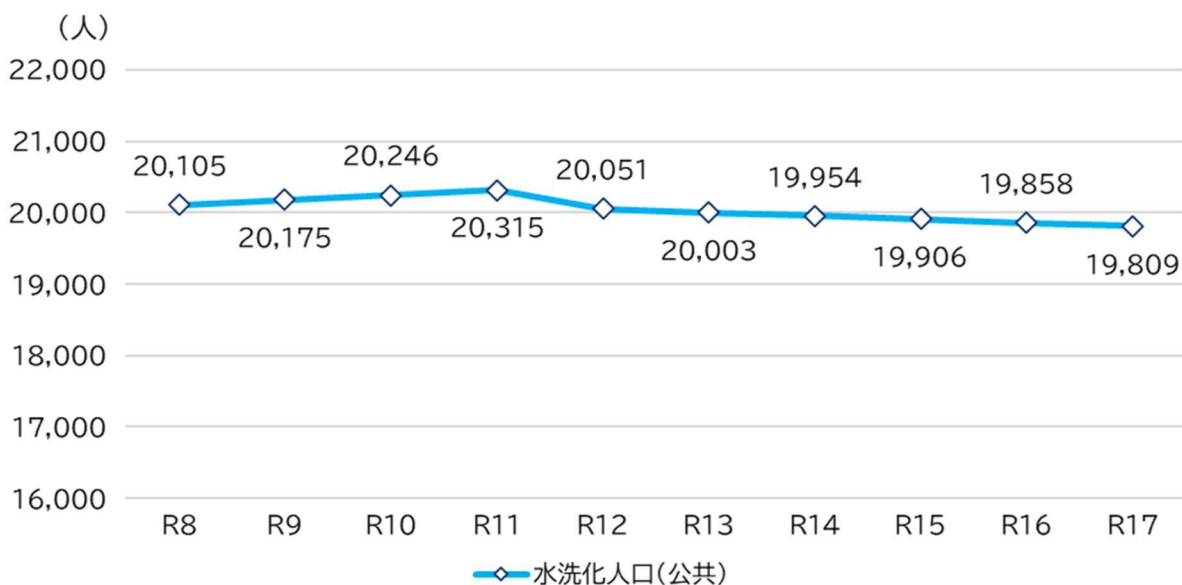


図 3-2-1 水洗化人口（公共）

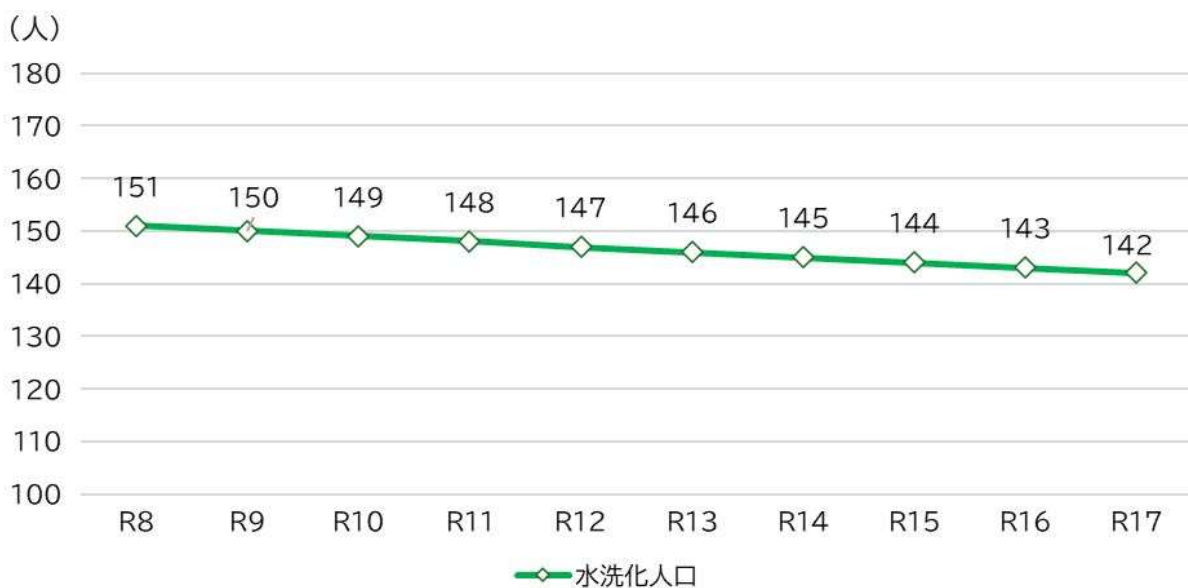


図 3-2-2 水洗化人口（精進特環）

3-3. 年間有収水量及び下水道使用料収入

本町の有収水量及び下水道使用料収入の将来予測値を図 3-3-1、3-3-2 に示します。

公共においては、令和 11 年度まで新規整備による有収水量の伸びに伴い、下水道使用料収入は増収する見通しですが、それ以降は減収する見通しとなっています。

精進特環においては、整備が完了していることから、新規接続による増加は見込めず、有収水量及び下水道使用料収入は減少する予測となっています。

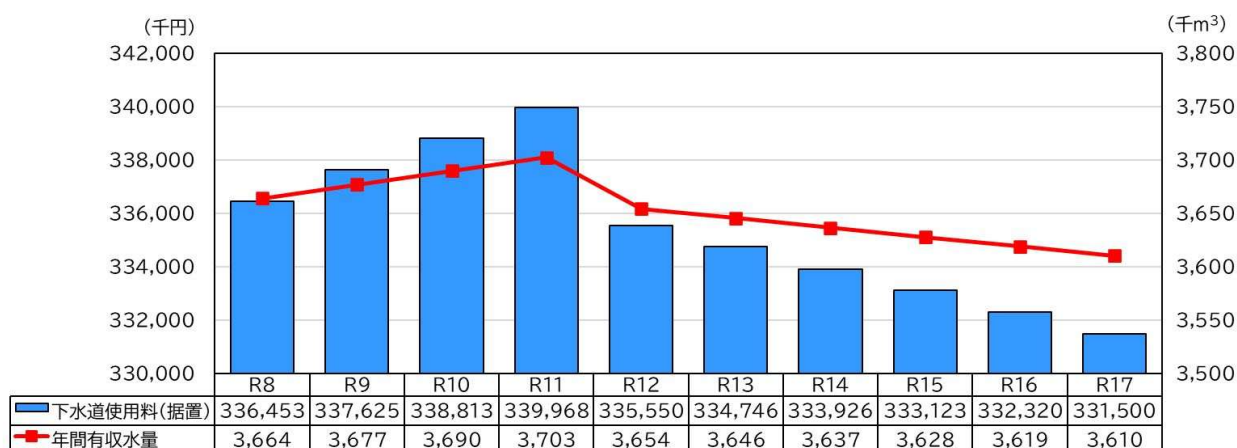


図 3-3-1 下水道使用料及び有収水量（公共）

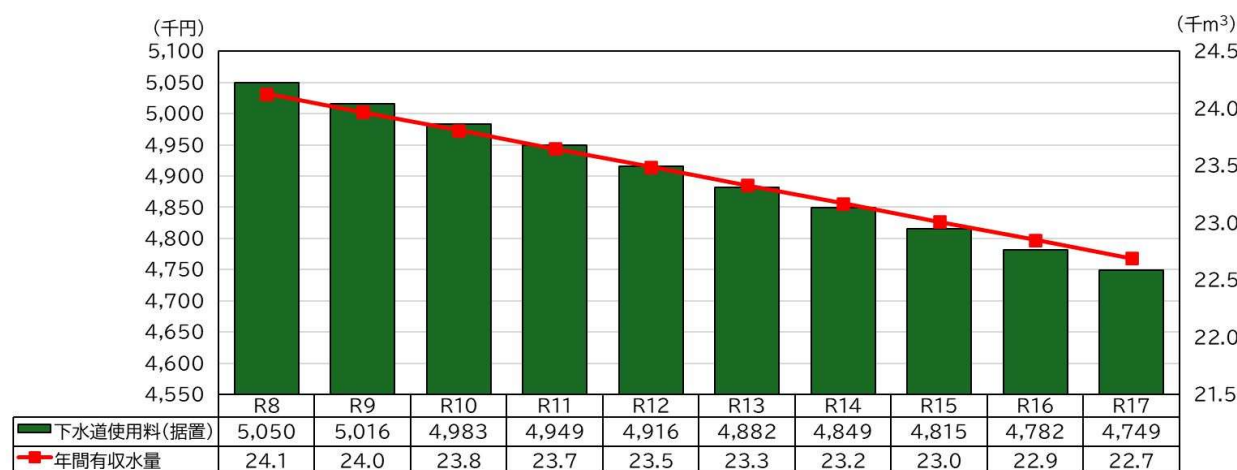


図 3-3-2 下水道使用料及び有収水量（精進特環）

3-4. 経営課題の抽出

本町の下水道事業が抱える経営課題を現状及び将来の事業環境から抽出しました。

表 3-4-1 本町が抱える経営課題

No.	経営課題	課題解決の必要性
1	人口減少に伴う 使用料収入の減収	<p>本町では、令和 11 年度まで新規整備により、使用料収入は増加する見通しとなっていますが、それ以降は人口減少の進行にあわせて、使用料収入の減収が見込まれます。</p> <p>今後は、適正な使用料を確保し、経費回収率の向上に努める必要があります。</p>
2	一般会計への 財源依存	<p>下水道事業は毎年度約 4 億円以上の財源を一般会計からの繰入金で賄っており、年間の使用料収入を超える規模となっています。</p> <p>下水道未整備地域との間の公平性確保及び一般会計の負担軽減のため、適切な下水道使用料収入を確保することが求められます。</p>
3	下水道施設の 老朽化	<p>公共下水道事業においては、昭和 61 年度に供用開始しており、30 年以上経過しています。</p> <p>今後は、老朽化した施設の増加が予想されることから、下水道施設を適正に管理し、老朽化状況を把握・評価する必要があります。</p>

第 4 章 経営の基本方針及び目標の設定

4-1. 経営の基本方針

本町の現況を鑑みて、以下の基本方針を基に持続可能な下水道経営に努めます。

表 4-1-1 経営の基本方針

No.	基本方針	説明
1	公共下水道の整備	衛生的な生活環境への改善や水質汚濁等を防止するため、下水道未整備地域の解消に向けて鋭意整備を実施していきます。
2	下水道の普及促進	水洗化率は、公共：97.2%、精進特環：77.7%の接続率となっています。整備が済んだ地域でも未接続世帯が一部残っているため、引き続き普及促進活動を継続していきます。
3	下水道施設の老朽化対策	今後、耐用年数を超過する施設が増加することが予想されることから、下水道サービスの維持を図るために、計画的かつ効率的な修繕・改築計画（ストックマネジメント計画）を策定します。
4	使用料に関する検討	経営状況の改善、一般会計繰入金の縮減及び経費回収率の向上に向けて、使用料水準のあり方について検討していきます。

4-2. 経営目標

前節で定めた基本方針に沿った施策の着実な実行に向け、事業の安定的運営と継続性を確保するため、今後10年間の経営目標を設定します。

経営目標設定の対象事業は公共とします。

指標は、単年度の収支状況を示す「経常収支比率(%)」、事業に要した経費に対してどれだけ下水道使用料収入で賄えているかを示す「経費回収率(%)」及び一般会計から下水道事業に繰り入れた金額を示す「一般会計繰入金(億円)」の3つを選定しました。

表 4-2-1 本計画における経営目標(公共)

目標 No.	指標	指標の解説	望ましい方向性	目標値	【参考】 令和6年度実績 (公共下水道事業)	達成年限
1	経常収支比率 (%)	100%以上なら単年度の収支が黒字であることを示す。	高いほど良い 	100%以上	105.32%	令和17年度
2	経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。	高いほど良い 	100%以上	60.37%	令和17年度
3	一般会計繰入金 (億円)	一般会計から下水道事業会計に繰り入れる負担金及び補助金。	低いほど良い 	実繰入額 3.0億円未満	実繰入額 約4.4億円	令和17年度

参考値の出典：地方公営企業決算状況調査表(令和6年度)

小規模事業につき独立採算での経営が困難な精進特環については、財源不足を一般会計から繰入金により補填して運営することとします。

第5章 効率化・経営健全化の取組み

5-1. 経営基盤の強化

(1) 地方公営企業法の適用（公営企業会計への移行）

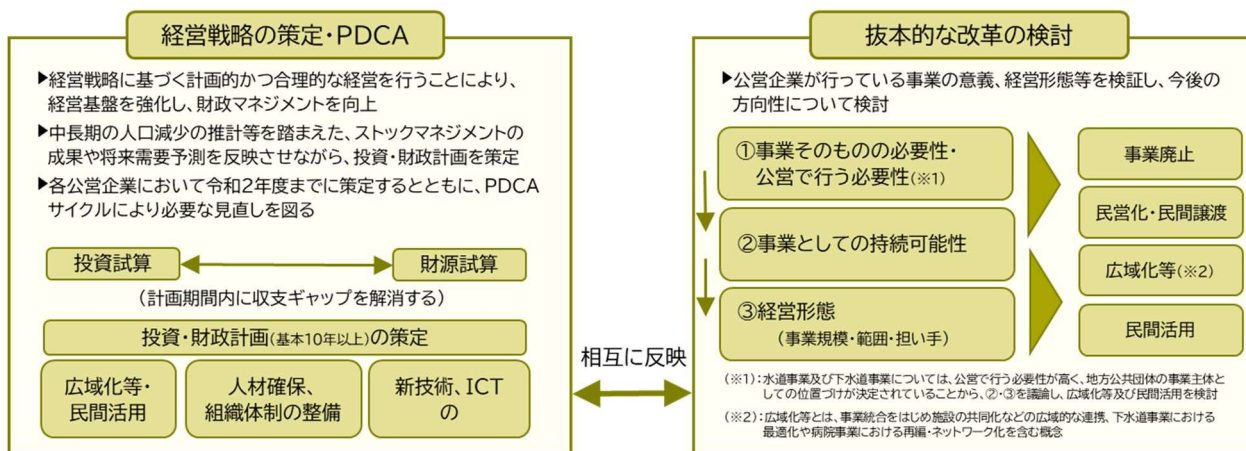
本町の公共・精進特環事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法を適用しました。それに伴い、官庁会計方式から「公営企業会計」方式へと変更されています。

地方公営企業は、「経済性の発揮」と本来の目的である「公共の福祉を増進」することが求められています。

そのため、企業会計方式に移行することで、下水道事業の資産・負債等の財務状況（貸借対照表）や経営成績（損益計算書）を正確に把握することが可能となり、「経営の見える化」を実現しています。

また、民間企業と同様の財務諸表を作成することで、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等により、弾力的かつ機動的な事業運営を実施することが可能となり、経営の効率化及び住民サービスの向上が期待されます。

公営企業における更なる経営改革の推進



公営企業の「見える化」

- ▶ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - ⇒ 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - ⇒ 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組みにも寄与
- ▶ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

出典：総務省資料を一部加工して作成

図 5-1-1 公営企業会計の位置づけ

### (2) 組織の活性化と人材の育成

複雑多様化かつ高度化する行政需要（町民の役場・職員に対して高まる要望や期待）に的確に答えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の富士河口湖町下水道事業を担う人材を育成するため、本町の人材育成基本方針及び研修計画に基づき、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組めます。

### (3) 効率的な組織の整備

企業会計へ移行し、水道事業と同じ会計方式になることに伴い、水道課内での事務の一部を統合する等、合理的かつ効率的な組織運営を行います。

### (4) 下水道使用料の見直し

下水道事業の経営に要する経費は、サービス（汚水処理）に対し、受益者が支払う対価（下水道使用料）によって賄うのが原則です（独立採算の原則）。

下水道事業を独立採算制によって運営するためには、経営に必要なコストを適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料設定を行い、それを遺漏なく徴収することによって達成されます。

しかしながら、現状は汚水処理に必要なコストを使用料収入では賄えておらず、不足分は公費（一般会計からの補助金）に頼っている状況です。これは、下水道サービスを享受していない町民にも負担をお願いしていることを意味し、公平性の観点からも問題があります。

このことから、将来にわたり安定したサービスの供給を続けていくために、今後 10 年間の中で段階的な下水道使用料の見直しを計画します。

### 5-2. 投資の合理化

#### (1) 計画的な投資と長寿命化

今後、施設の改築更新時期（耐用年数経過時）を迎え、その改築・更新費として多額の再投資額の発生が見込まれます。

このため、目視点検に基づく状態監視の精度を高め、改築・更新が必要な施設の優先順位を定めることによって再投資額の平準化を図り、老朽化した管渠やポンプ場の改築を計画的、効率的に進めて行く必要があります。

また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行い、適宜、補修等による長寿命化を図るなど、投資の合理化に取り組めます。

#### (2) 民間資金・ノウハウの活用の検討

公共は、建設着手から約 40 年が経過していることから、今後老朽化が進むと予想される汚水管渠の維持管理業務について検討の余地があります。現在、策定を予定している管路施設の「ストックマネジメント計画」において、調査診断結果に基づき改築手法が示された中で、管路の包括的民間委託等についても検討していきます。

#### (3) 広域化・共同化の検討

公共は、山梨県が運営する「富士北麓流域下水道事業」の関連公共下水道として事業を行っており、流域下水道で管理運営する終末処理場、ポンプ場及び幹線管渠等の利用により、既に広域・共同化が図られています。

精進特環は、地理的な制約により、広域化・共同化は困難と考えられます。

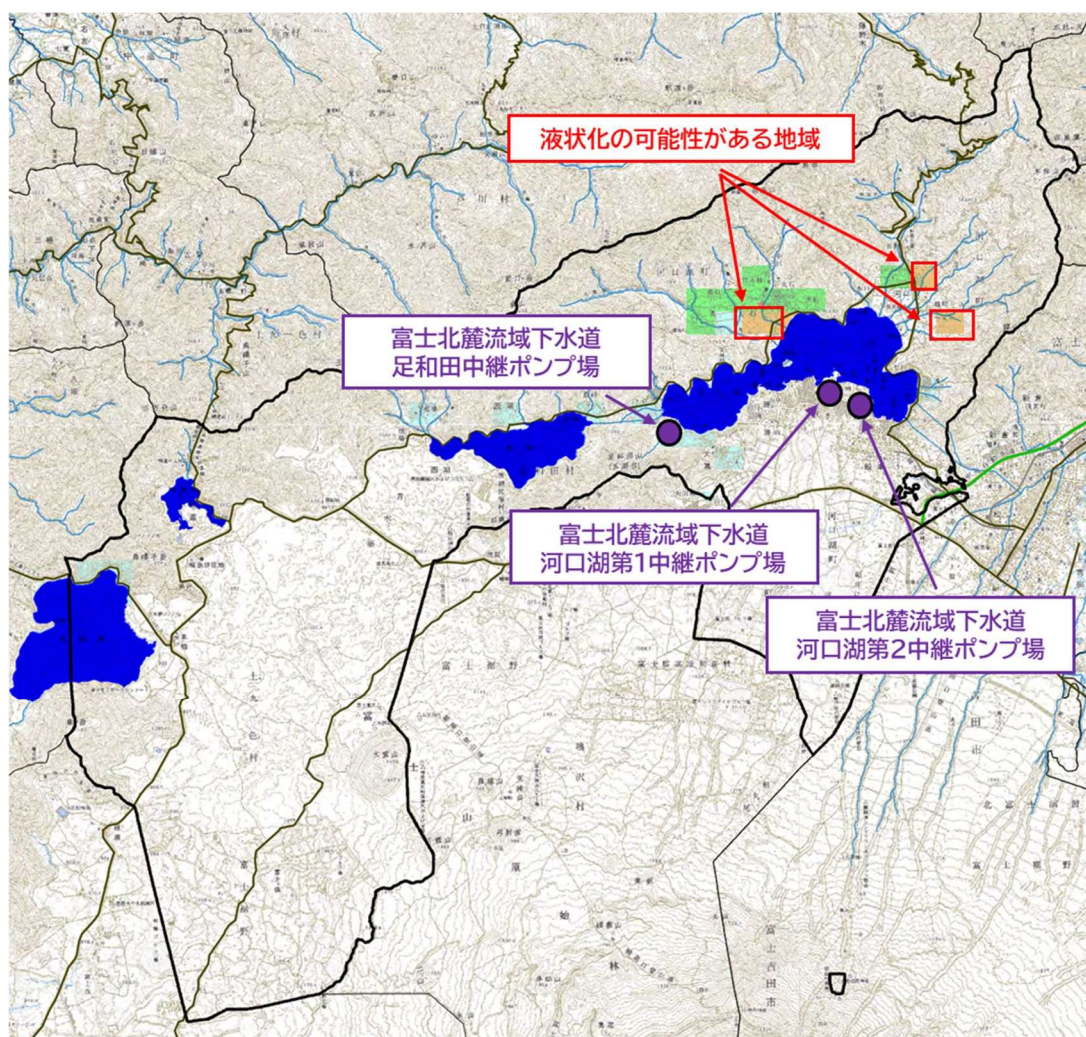
### 5-3. 防災・安全対策

#### (1) 危機管理体制の整備

災害時などに迅速に対応できるよう高い危機管理能力を備えた職員の育成に努めます。また、事故や災害発生時の外部委託業者との連絡・対応体制を整備します。

#### (2) 施設の耐震化

今後、マンホールの液状化対策等を施設維持管理計画に沿って実施します。また、今後はストックマネジメント計画の策定を検討しており、策定後に改築・更新とともに耐震化を進めます。なお、液状化の可能性がある地域に中継ポンプ場はありません。



出典：山梨県ホームページ

図 5-3-1 東海地震による液状化危険度マップ

#### (3) 地震発生時の下水道施設被害想定

東海地震におけるライフライン被害の想定は、下水道機能支障率0.2%以下とされており、緊急で整備が必要な状況ではありません。

第6章 投資・財源に関する考え方

6-1. 投資について

(1) 新規整備事業（公共及び精進特環）

公共では、下水道未整備地域の解消に向けて新規整備を実施していきます。本経営戦略では、令和11年度まで補助対象事業を見込み、それ以降は同額を計画最終年度まで計上します。

精進特環については、整備は完了していますが、未接続世帯は一部残っているため、汚水樹の設置費用を見込みます。

表 6-1-1 新規整備事業

種別	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	概算事業費 (千円)
新規整備事業 (公共)	→										426,000
汚水樹設置 (精進特環)	→										10,000
令和8年度～令和17年度における事業費総合計(千円)											436,000

## 第6章 投資・財源に関する考え方

### (2) スtockマネジメント計画策定

公共は、建設当初の昭和52年度に整備した管渠が令和9年度で標準耐用年数50年を迎えるなど、老朽化が進行しています。

その対策として、「Stockマネジメント計画」を策定します。Stockマネジメントとは、長期的な視点で下水道施設（Stock）全体の今後の老朽化の進展状況を考慮した優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕（または改築・更新）を実施し、ライフサイクルコストの最小化を図るなど施設全体を対象とした施設管理の最適化を目的とした計画です。

令和8～9年度に「Stockマネジメント計画」を策定し、令和10年度以降マンホールポンプ及びマンホール蓋並びに下水道管渠の修繕・改築事業を計画します。

Stockマネジメントに取り組むことで、中長期的には修繕費の縮減も期待できます。

表6-1-2 Stockマネジメント計画

種別	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	概算事業費(千円)
Stockマネジメント設計委託	→										20,000
下水道管きょ更生			→								80,000
マンホールポンプ			→								80,000
マンホール蓋			→								80,000
令和8年度～令和17年度における事業費総合計(千円)											260,000

### (2) その他投資

本町で発生した汚水の水処理を行っている流域下水道の施設整備に係る建設負担金を見込みます。

表6-1-3 その他投資

種別	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	概算事業費(千円)
流域下水道建設負担金	→										1,027,930
令和8年度～令和17年度における事業費総合計(千円)											1,027,930

6-2. 財源について

(1) 必要な財源の確保について

本経営戦略で予定している投資の内容は、公共における下水道未整備区域に対する普及促進、老朽化施設の長寿命化・改築更新工事のほか、山梨県が運営する富士北麓流域下水道への建設負担金が主なものとなります。

また、工事費以外にも建設関連の委託料や、工事関係業務に従事する職員の給与費等も投資額（建設改良費）に含まれます。

上記の各経費に充てる十分な財源を確保することが重要です。

(2) 財源の基本的事項

財源計画における主要な財源の種類と基本的事項は次のとおりです。

表 6-2-1 財源の基本的事項

No.	財源の種類	基本的事項
1	下水道使用料	下水道使用者が使用の量(排水量)に応じて負担する、サービス対価としての使用料収入であり、水洗化人口や有収水量(水需要)等の推移に左右されます。下水道使用料を少しでも多く確保するため、整備及び普及活動を継続し、下水道利用者及び有収水量の増加に努めます。
2	地方債	投資に必要な資金を主に公的資金の借入によって調達するために発行する債券です。また、地方債の償還額に充当するために借り入れる資本費平準化債という地方債もあります。 償還に際して利率に応じて支払利息が発生することから、可能な限り有利な条件を検討するとともに、過度な借入により将来世代へ負担を先送りしない規律ある運用に努めます。
3	国庫補助金	国庫補助対象事業については、その事業に要する投資額の一部は国庫補助金(社会資本整備総合交付金)によって賄われます。 また、将来的に発生が見込まれる施設の老朽化対策(ストックマネジメント事業)を見据え、補助制度や国・近隣自治体の動向を注視しつつ、積極的に補助金を活用して財源確保に努めます。
4	財産区繰入金	多額な地方債償還金の財源として、各財産区(船津財産区・小立財産区・河口財産区・勝山財産区・大嵐財産区・大石財産区)からの補助金を繰り入れています。1桝につき25年間という期限があるため、繰入総額は現在、縮小傾向にあります。
5	一般会計繰入金	下水道は生活環境からの汚水の排除という私的便益だけでなく、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等、不特定多数に公的便益が及び公共事業的側面もあることから、事業で発生する経費に対して一定の公費(税金)を充てるのが適当とされています。 一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金(基準内繰入金)を算定し、一般会計繰入金として受け入れます。

第7章 投資・財政計画

7-1. 科目別推計条件

計画期間中の投資・財政計画算定に当たり収支科目別に定めた推計条件を示します。

表 7-1-1 科目別推計条件（収益的収支）

区 分		科目別推計条件	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		
	(1) 料金収入	下水道使用料収入。行政人口推計より水洗化人口を予測。水洗化人口1人当たり有収水量を算出し、令和6年度使用料単価実績値を乗じて使用料収入額を算定。	
	(2) 受託工事収益 (B)	見込まない。	
	(3) その他	各種手数料。令和6年度決算額で毎年度同額。	
	2. 営業外収益		
	(1) 補助金		
	他会計補助金	一般会計繰入金。総務省繰出基準分と資金不足補てん額（基準外）の合計額を計上。	
	その他補助金	財産区補助金。令和6年度決算額で毎年度同額。	
	(2) 長期前受金戻入	既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産に係る長期前受金分を構築物：50年、機械及び装置：20年、施設利用権：35年で償却計算。	
	(3) その他	見込まない。	
	収入計 (C)		
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	
		(1) 職員給与与費	
基本給		職員給与費のうち基本給を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和7年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92% <sup>※1</sup> を考慮。	
退職給付費		見込まない。	
その他		職員給与費のうち基本給以外（手当・法定福利費等）を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和7年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92% <sup>※1</sup> を考慮。	
(2) 経費			
動力費		令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。	
修繕費		令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。	
材料費		令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。	
その他		委託料：令和7年度予算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。 流域下水道管理運営費負担金：令和7年度単価79円（税抜）を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。 上記を除く経費：令和7年度予算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。	
(3) 減価償却費		既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産分を構築物：50年、機械及び装置：20年、施設利用権：35年で償却計算。	
2. 営業外費用			
(1) 支払利息		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。	
(2) その他	令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。		
支出計 (D)			
経常損益 (C)-(D) (E)			
特別利益 (F)	見込まない。		
特別損失 (G)	見込まない。		

※1…人事院勧告の過去実績を基に推計

※2…消費者物価指数の近年の実績を基に推計

## 第7章 投資・財政計画

表 7-1-2 科目別推計条件（資本的収支）

区	分	科目別推計条件
資本的 収 入	1. 企 業 債	建設改良費に充当する下水道事業債新規発行額。
	うち 資本費平準化債	見込まない。
	2. 他 会 計 出 資 金	見込まない。
	3. 他 会 計 補 助 金	総務省繰出基準分：元金償還金への基準額。
	4. 他 会 計 負 担 金	見込まない。
	5. 他 会 計 借 入 金	見込まない。
	6. 国（都道府県）補助金	国庫補助金計画額。
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	見込まない。
	8. 工 事 負 担 金	受益者負担金見込み額を計上。
	9. そ の 他	見込まない。
	計 (A)	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	見込まない。
	純 計 (A)-(B) (C)	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費
うち 職員給与費		職員給与費を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和8年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92% <sup>※1</sup> を考慮。
2. 企 業 債 償 還 金		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		見込まない。
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		見込まない。
5. そ の 他		見込まない。
計 (D)		

※<sup>1</sup>…人事院勧告の過去実績を基に推計

※<sup>2</sup>…消費者物価指数の近年の実績を基に推計

7-2. 使用料改定の必要性検討

第4章で設定した経営目標を達成可能な投資・財政計画とする必要があります。

下水道使用料を現行据置とした場合の投資・財政計画シミュレーションを実施したところ、全ての目標が未達成の見通しとなりました。

表 7-2-1 (公共) 目標達成の見通し(下水道使用料現行据置の場合)

目標 No.	指標	指標の解説	望ましい方向性	目標値	達成年限	推計値	達成見通し
1	経常収支比率 (%)	100%以上なら単年度の収支が黒字であることを示す。	高いほど良い ↑	100%以上	令和17年度	85.78%	未達成
2	経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。	高いほど良い ↑	100%以上	令和17年度	61.21%	未達成
3	一般会計繰入金 (億円)	一般会計から下水道事業会計に繰り入れる負担金及び補助金。	低いほど良い ↓	実繰入額 3.0億円未満	令和17年度	実繰入額 3.1億円	未達成

目標達成には下水道使用料の改定が必要であることが抽出されました。

使用料を現行据置とした場合の下水道使用料収入の年度別予測値を示します。

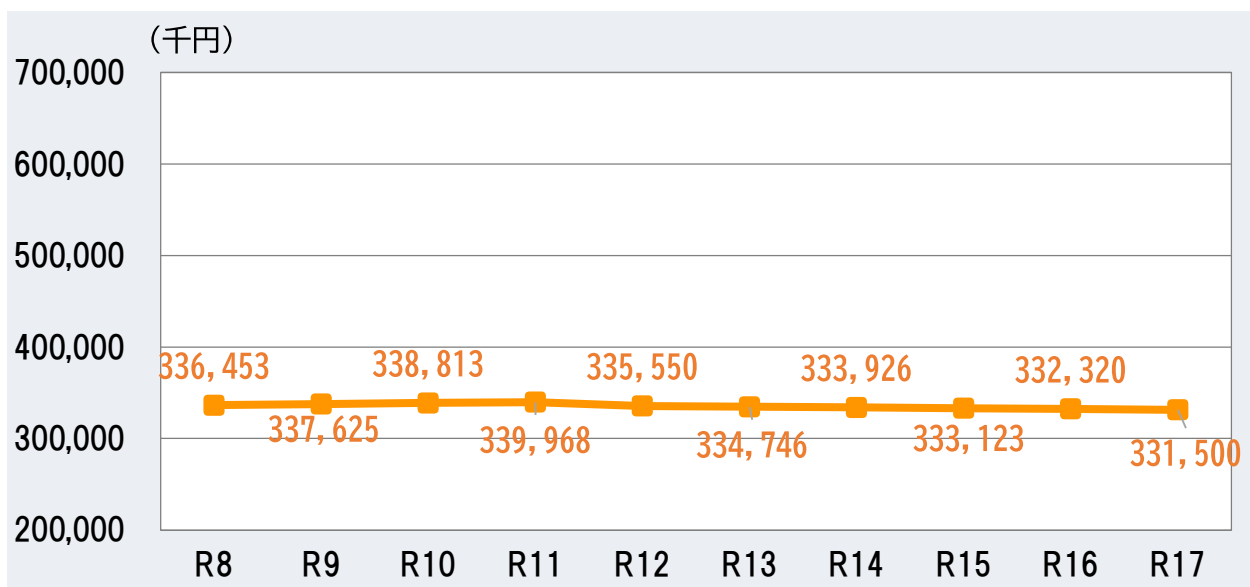


図 7-2-1 (公共) 下水道使用料の推移(現行据置)

令和9年度に使用料改定を行う場合、目標達成に必要な平均改定率は**63.4%**です。

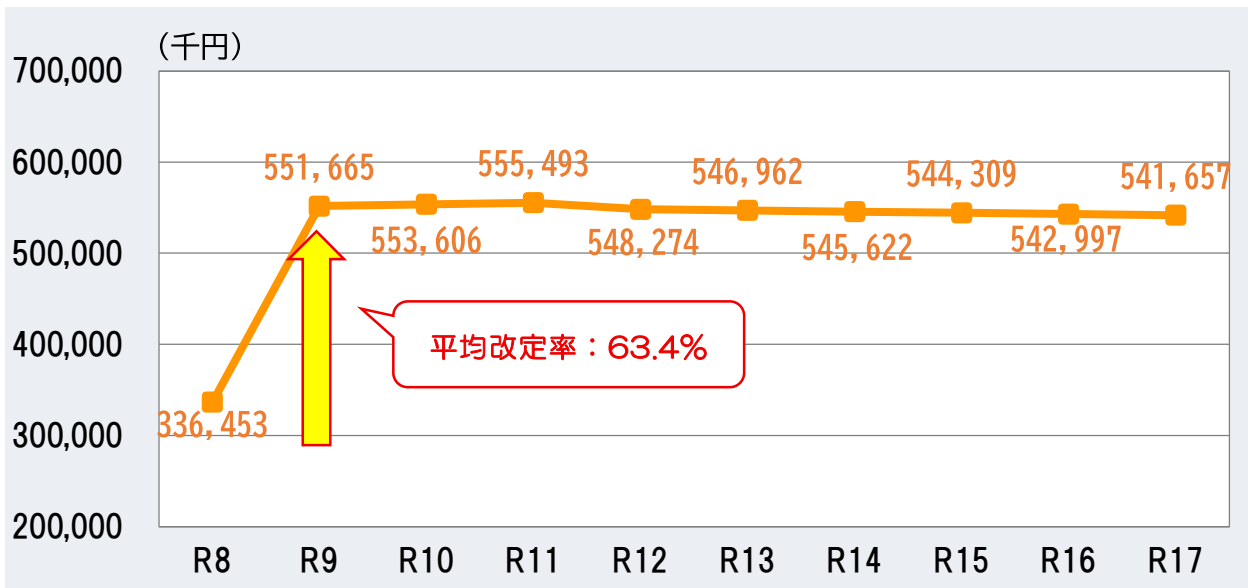


図 7-2-2 (公共) 下水道使用料の推移 (R9 年度 63.4%改定)

ただし、この改定率では利用者の方々の急激な負担増となることから、激変緩和措置として段階的な改定プランを検討します。

令和9年度に第1段階として平均改定率**30.7%**の改定を行い、5年後の令和14年度に再度平均改定率**25.0%**の改定を行います。

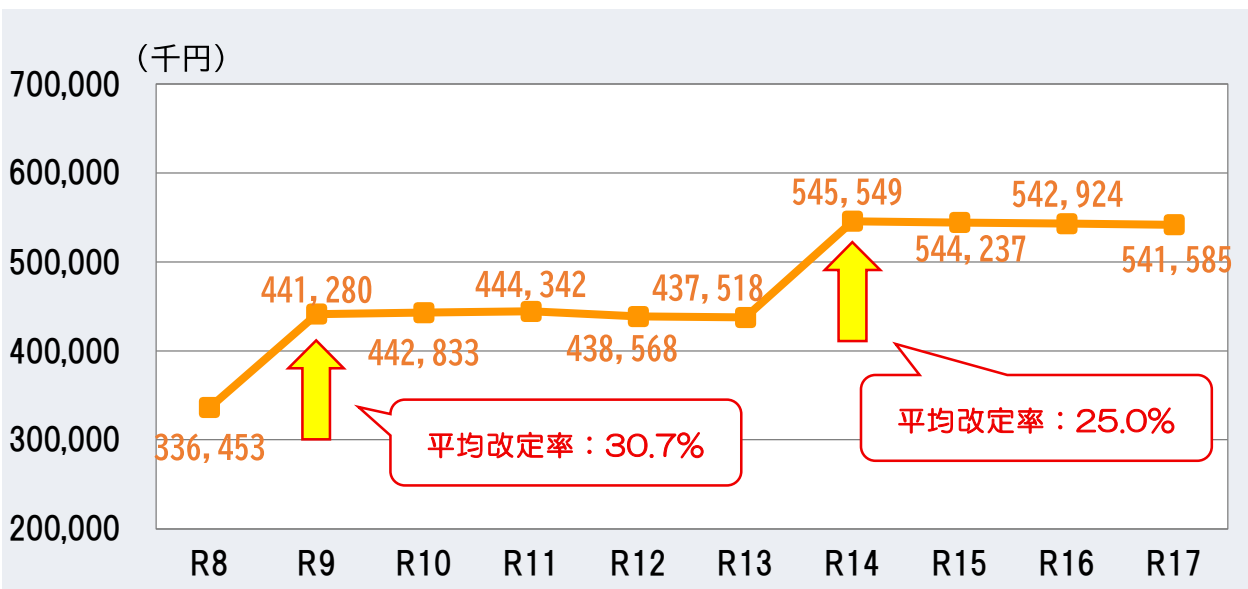


図 7-2-3 (公共) 下水道使用料の推移 (R9 年度 30.7%改定→R14 年度 25.0%改定)

## 第7章 投資・財政計画

この2段階改定プランでも経営目標は達成できる見通しです。  
よって、この改定プランを本計画の採用案とします。

表 7-2-2 (公共) 目標達成の見通し (R9 年度 30.7%改定→R14 年度 25.0%改定)

目標 No.	指標	指標の解説	望ましい方向性	目標値	達成年限	推計値	達成見通し
1	経常収支比率 (%)	100%以上なら単年度の収支が黒字であることを示す。	高いほど良い 	100%以上	令和17年度	100.19%	達成
2	経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。	高いほど良い 	100%以上	令和17年度	100.00%	達成
3	一般会計繰入金 (億円)	一般会計から下水道事業会計に繰り入れる負担金及び補助金。	低いほど良い 	実繰入額 3.0億円未満	令和17年度	実繰入額 2.4億円	達成

## 第7章 投資・財政計画

### 7-3. 投資・財政計画（公共）

表 7-3-1 （公共）投資・財政計画（収益的収支）

区 分	年 度	30.7%改定					25.0%改定					(単位：千円、%)	
		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	337,621	332,018	337,336	442,163	443,716	445,225	439,451	438,401	546,432	545,120	543,807	542,468
	(1) 料金収益	336,738	331,818	336,453	441,280	442,833	444,342	438,568	437,518	545,549	544,237	542,924	541,585
	(2) 受託工事収益(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) その他の	883	200	883	883	883	883	883	883	883	883	883	883
	2. 営業外収益	518,508	599,447	575,997	474,324	458,077	455,608	451,709	440,720	376,588	385,830	394,202	411,127
	(1) 補助金	322,336	394,248	385,111	284,093	268,782	267,294	264,565	254,950	192,159	203,022	213,335	231,858
	他会計補助金	321,506	390,488	384,281	283,263	267,952	266,464	263,735	254,120	191,329	202,192	212,505	231,028
	その他補助金	830	3,760	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830
	(2) 長期前受金戻入	196,109	193,501	190,882	190,227	189,290	188,309	187,140	185,766	184,426	182,804	180,863	179,264
	(3) その他の	63	11,698	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5
	収入計 (C)	856,129	931,465	913,333	916,487	901,793	900,833	891,160	879,121	923,020	930,950	938,009	953,595
	1. 営業費用	758,399	854,279	821,102	836,613	839,043	847,893	857,188	857,729	866,065	873,763	880,401	895,359
	(1) 職員給与費	19,289	20,873	21,066	21,260	21,455	21,653	21,852	22,053	22,255	22,460	22,667	22,876
基本給	11,604	11,945	12,055	12,166	12,278	12,391	12,505	12,620	12,736	12,853	12,971	13,091	
退職給付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の	7,685	8,928	9,011	9,094	9,177	9,262	9,347	9,433	9,519	9,607	9,696	9,785	
(2) 経費	269,553	371,696	338,877	352,347	354,118	361,452	370,484	369,267	374,986	380,806	386,722	400,224	
動力費	4,016	5,073	4,085	4,174	4,265	4,358	4,379	4,448	4,518	4,589	4,662	4,735	
修繕費	11,504	5,455	11,713	11,926	12,143	12,364	12,589	12,818	13,052	13,289	13,531	13,777	
材料費	661	-	673	685	698	710	723	737	750	764	777	792	
その他の	253,373	361,168	322,406	335,562	337,012	344,020	352,793	351,264	356,666	362,164	367,752	380,920	
(3) 減価償却費	469,557	461,710	461,159	463,006	463,470	464,788	464,852	466,409	468,824	470,497	471,012	472,259	
2. 営業外費用	54,457	55,728	54,959	54,562	53,860	54,196	54,664	54,771	55,146	55,392	55,820	56,450	
(1) 支払利息	54,363	55,728	54,864	54,465	53,761	54,095	54,562	54,667	55,040	55,284	55,710	56,338	
(2) その他の	94	0	95	97	99	101	102	104	106	108	110	112	
支出計 (D)	812,856	910,007	876,062	891,175	892,904	902,089	911,853	912,500	921,211	929,155	936,221	951,809	
経常損益 (C)-(D) (E)	43,273	21,458	37,272	25,312	8,889	-1,257	-20,693	-33,379	1,809	1,795	1,788	1,786	
特別利益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損失 (G)	2,379	273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損益 (F)-(G) (H)	-2,379	-273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	40,894	21,186	37,272	25,312	8,889	-1,257	-20,693	-33,379	1,809	1,795	1,788	1,786	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	3,671	24,856	-	-	-	-1,257	-21,949	-55,328	-53,519	-51,724	-49,936	-48,150	
流 動 資 産 (J)	161,408	200,101	217,049	233,678	252,959	272,849	291,481	311,290	383,090	475,563	593,794	733,500	
うち現金預金	86,726	125,419	142,367	158,996	178,277	198,167	216,799	236,608	308,408	400,881	519,112	658,818	
うち未収金	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	74,682	
流 動 負 債 (K)	444,695	430,938	416,944	399,541	389,621	365,075	352,203	336,189	314,431	289,472	270,314	243,971	
うち建設改良費分	381,418	367,661	353,667	336,264	326,344	301,798	288,926	272,912	251,154	226,195	207,037	180,694	
うち一時借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
うち未払金	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	63,277	
累積欠損金比率 $(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100)$	-	-	-	-	-	0.3	5.0	12.6	9.8	9.5	9.2	8.9	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収益 - 受託工事収益 (M)	337,621	332,018	337,336	442,163	443,716	445,225	439,451	438,401	546,432	545,120	543,807	542,468	
地方財政法による資金不足の比率													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率													

## 第7章 投資・財政計画

表 7-3-2 (公共) 投資・財政計画 (資本的収支)

(単位: 千円)

年 度		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目
資本的収入	1. 企業債	111,100	226,200	39,300	19,300	51,800	51,800	30,000	40,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	92,636	92,538	31,466	28,439	25,537	24,082	20,455	17,615	15,568	11,214	9,574	9,058
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	5,720	19,350	19,300	19,300	21,800	21,800	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	31,431	33,125	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431
	計 (A)	240,887	371,213	121,497	98,470	130,568	129,113	81,886	89,046	76,999	72,645	71,005	70,489
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	240,887	371,213	121,497	98,470	130,568	129,113	81,886	89,046	76,999	72,645	71,005	70,489
資本的支出	1. 建設改良費	175,889	264,441	161,902	141,911	176,921	176,930	133,340	143,350	133,360	133,371	133,381	133,392
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金	391,659	381,418	367,661	353,667	336,264	326,344	301,798	288,926	272,912	251,154	226,195	207,037
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	567,548	645,859	529,563	495,578	513,185	503,274	435,138	432,276	406,272	384,525	359,576	340,429	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	326,661	274,646	408,066	397,108	382,617	374,161	353,252	343,230	329,273	311,880	288,571	269,940	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	273,448	250,651	287,835	272,779	274,180	276,479	277,712	280,644	284,399	287,693	276,499	257,868
	2. 利益剰余金処分額	37,224	0	62,128	25,312	8,889	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	15,990	23,995	14,672	12,854	16,036	16,036	12,072	12,981	12,072	12,072	12,072	12,072
計 (F)	326,661	274,646	364,635	310,945	299,104	292,515	289,784	293,625	296,471	299,765	288,571	269,940	
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	43,431	86,164	83,513	81,646	63,468	49,606	32,802	12,115	-	-	
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)	4,710,319	4,555,102	4,329,534	4,097,960	3,916,289	3,744,538	3,575,533	3,429,400	3,289,281	3,170,920	3,077,518	3,003,274	
○他会計繰入金													
年 度		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目
収益的収支分	収益的収支分	322,336	394,248	385,111	284,093	268,782	267,294	264,565	254,950	192,159	203,022	213,335	231,858
	うち基準内繰入金	45,175	153,956	135,904	149,626	150,314	158,562	176,686	179,995	191,329	202,192	212,505	231,028
	うち基準外繰入金	277,161	240,292	249,207	134,467	118,468	108,732	87,879	74,955	830	830	830	830
資本的収支分	資本的収支分	124,067	124,013	62,897	59,870	56,968	55,513	51,886	49,046	46,999	42,645	41,005	40,489
	うち基準内繰入金	25,584	33,099	31,466	28,439	25,537	24,082	20,455	17,615	15,568	11,214	9,574	9,058
	うち基準外繰入金	98,483	90,914	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431	31,431
合 計		446,403	518,261	448,009	343,963	325,750	322,808	316,451	303,996	239,158	245,667	254,339	272,346

# 第7章 投資・財政計画

## 7-4. 投資・財政計画（精進特環）

表 7-4-1 （精進特環）投資・財政計画（収益の収支）

（単位：千円、％）

区 分		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目	
収 益	1. 営業収益 (A)	5,118	5,092	5,052	5,018	4,985	4,951	4,918	4,884	4,851	4,817	4,784	4,751	
	(1) 料金収入	5,116	5,091	5,050	5,016	4,983	4,949	4,916	4,882	4,849	4,815	4,782	4,749	
	(2) 受託工事収益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) その他	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2. 営業外収益	32,606	28,339	37,516	20,305	20,247	20,056	20,108	20,244	20,415	20,545	20,670	20,882	
	(1) 補助金	16,796	14,300	28,755	12,520	12,532	12,575	12,718	12,885	13,081	13,292	13,501	13,713	
	他会計補助金	16,796	14,300	28,755	12,520	12,532	12,575	12,718	12,885	13,081	13,292	13,501	13,713	
	その他補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入	15,810	14,038	8,761	7,785	7,715	7,480	7,390	7,358	7,334	7,253	7,169	7,169	
	(3) その他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計 (C)	37,724	33,431	42,568	25,323	25,232	25,007	25,026	25,128	25,266	25,362	25,454	25,633	
支 出	1. 営業費用	34,307	31,388	25,885	24,561	24,631	24,509	24,553	24,667	24,791	24,861	24,930	25,086	
	(1) 職員給与と 基本給 退職給付費 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 経費	8,716	7,155	10,154	10,274	10,397	10,521	10,649	10,779	10,911	11,046	11,183	11,324	
	動力費	1,899	2,673	1,874	1,862	1,849	1,837	1,825	1,812	1,800	1,787	1,775	1,763	
	修繕費	898	1,487	1,482	1,493	1,504	1,515	1,526	1,539	1,550	1,563	1,575	1,588	
	材料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	5,919	2,995	6,798	6,919	7,044	7,169	7,298	7,428	7,561	7,696	7,833	7,973	
	(3) 減価償却費	25,590	24,233	15,731	14,287	14,233	13,988	13,904	13,888	13,880	13,815	13,747	13,763	
	2. 営業外費用	1,525	1,070	990	762	601	497	473	460	475	501	524	547	
	(1) 支払利息	1,335	1,070	797	565	401	293	265	249	260	282	301	320	
	(2) その他	190	0	193	197	200	204	208	211	215	219	223	227	
支出計 (D)	35,832	32,458	26,875	25,323	25,232	25,007	25,026	25,128	25,266	25,362	25,454	25,633		
経常損益 (C)-(D)	1,892	973	15,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別利益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損失 (G)	54	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別損益 (F)-(G)	-54	-91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	1,838	882	15,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	1,337	1,570	9,113	4,329	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388		
流動資産 (J)	1,660	1,843	9,387	4,603	1,661	4,846	8,286	13,874	20,033	26,174	32,296	38,397		
うち現金預金	-	183	7,727	2,943	1	3,186	6,626	12,214	18,373	24,514	30,636	36,737		
うち未収金	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660		
流動負債 (K)	16,007	15,610	11,738	9,767	3,630	3,381	1,249	694	728	763	800	838		
うち建設改良費分	15,791	15,394	11,522	9,551	3,414	3,165	1,033	478	512	547	584	622		
うち一時借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
うち未払金	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216		
累積欠損金比率 $(\frac{(I)}{(A)-(B)}) \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (M)	5,118	5,092	5,052	5,018	4,985	4,951	4,918	4,884	4,851	4,817	4,784	4,751		
地方財政法による資金不足の比率														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率														

## 第7章 投資・財政計画

表 7-4-2 (精進特環) 投資・財政計画 (資本的収支)

(単位: 千円)

区 分		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目
資本的 収入	1. 企業債	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	5,730	5,047	184	145	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (A)	6,630	5,947	1,184	1,145	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純計 (A)-(B) (C)	6,630	5,947	1,184	1,145	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
資本的 支出	1. 建設改良費	970	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金	15,942	15,791	15,394	11,522	9,551	3,414	3,165	1,033	478	512	547	584
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)	16,912	16,791	16,394	12,522	10,551	4,414	4,165	2,033	1,478	1,512	1,547	1,584	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	10,282	10,844	15,210	11,377	9,551	3,414	3,165	1,033	478	512	547	584	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	9,780	10,195	6,970	6,502	6,518	3,323	3,074	942	387	421	456	493
	2. 利益剰余金処分額	501	649	8,149	4,784	2,942	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
計 (F)	10,282	10,844	15,210	11,377	9,551	3,414	3,165	1,033	478	512	547	584	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債残高 (H)	65,871	50,980	36,586	26,064	17,513	15,099	12,934	12,902	13,424	13,912	14,365	14,781	

○他会計繰入金

区 分		令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画1年目	令和9年度 計画2年目	令和10年度 計画3年目	令和11年度 計画4年目	令和12年度 計画5年目	令和13年度 計画6年目	令和14年度 計画7年目	令和15年度 計画8年目	令和16年度 計画9年目	令和17年度 計画10年目
収益的 収支分	うち基準内繰入金	9,884	11,084	6,528	5,825	5,674	5,556	5,534	5,534	5,561	5,598	5,634	5,669
	うち基準外繰入金	6,912	3,216	22,227	6,696	6,857	7,019	7,184	7,351	7,520	7,693	7,867	8,045
資本的 収支分	うち基準内繰入金	177	180	184	145	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	5,553	4,867	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	22,526	19,347	28,939	12,665	12,532	12,575	12,718	12,885	13,081	13,292	13,501	13,713	

## 第8章 経営戦略の事後検証・更新

### 8-1. 経営戦略の見直しの方針

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証（モニタリング）を行いながら、計画期間の中間である5年経過時に見直し（ローリング）を行うとともに、この経営戦略と過去5年間の実績との乖離が著しい場合、計画の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更となった場合に適宜見直しを行います。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、計画の修正点・改善点を反映させて実行するPDCA（「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-改善(Act)」）のサイクルを活用します。

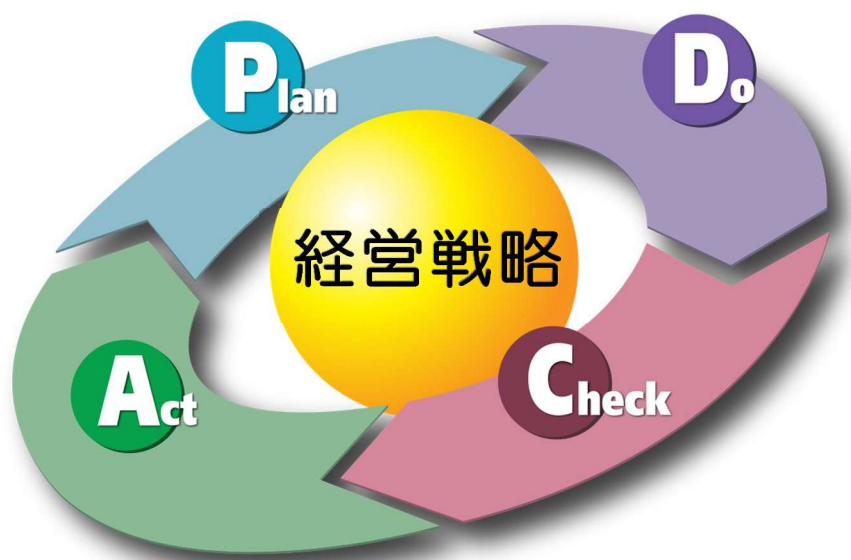


図 8-1-1 PDCA サイクルの概念

### 8-2. 経営戦略見直し予定時期

次回の経営戦略の見直しは、令和12年度を予定しています。

次回の経営戦略見直しの時期

令和13年3月(予定)

### 8-3. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡令和2年7月22日)に基づき、本町下水道事業(公共及び精進特環)における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

人口減少・物価上昇等によりさらに厳しさを増す経営環境のなか、収入増加に向けた取組みとして、公共下水道の使用料改定(令和9・14年度の2段階改定を予定)を、支出削減に向けた取組みとして、効率的かつ効果的な施設管理手法であるストックマネジメントの導入及び推進(令和10年度以降)を実施することにより経営基盤を強化し、経費回収率の向上を図ります。

また、持続可能な下水道事業の実現に向け、本経営戦略改定後、毎年度のモニタリングを通じて常に経営状態を注視するとともに、定期的に経営戦略見直しと下水道使用料のあり方に関する検討に取り組めます。

項目	【中間値】										【目標値】
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経費回収率目標 (公共+精進特環合算)					75% 以上						95% 以上
(収入増加の取組み) 公共下水道使用料改定		●					●				
(支出削減の取組み) ストックマネジメントの推進			→								
モニタリング	→										
経営戦略改定					●						●
下水道使用料の見直し					●						●

図 8-3-1 経費回収率向上に向けたロードマップ